

東洋學報 第貳拾七卷第四號 昭和十五年八月

論說

遼末に於ける金室完顔家の通婚形態

——遼代の女眞社會に關する一考察——

三上 次男

目次

第一章	序說	第三章	完顔部内に於ける通婚の問題
第二章	金室の通婚家に就て	第四章	通婚各家に關する考察
第三章	完顔部内に於ける通婚の問題	第五章	通婚形態より見たる遼代女眞の社會
第四章	通婚各家に關する考察		
第一	唐括氏	第二	徒單氏
		第三	蒲察氏
		第四	烏古論氏
		第五	紇石烈氏
		第六	挾懶氏
		第七	烏林荅氏
		第八	裴滿氏
		第九	僕散氏
		第十	烏延氏

第一章 序說

第十二世紀の初葉、北滿洲の一角より興り、遼を亡ぼし宋を倒し、遂に滿蒙支に互る大國を

遼末に於ける金室完顔家の通婚形態

第二七卷 四六七

打ち建てた金朝の支配的民族が、完顔氏を中心とする女真族であつたのは周知の事實である。

さてこれ等の女真族も遼代に於ては北部東部の滿洲に散住し、統一的勢力をなしえず、宋高麗等先進諸國の人々によつて、未開野蠻の民と蔑まれた。然るに生女眞の巨酋完顔阿骨打一度び立つと、須臾にしてその威風は遼東にまで及び、忽ちにして金國の成立となつたのである。これは單なる未開野蠻の民の、よくなしたことであらうか。また一般に建國前の女真社會は氏族制或は氏族制末期の段階に在ると云はれてゐる。然しその語の内容は極めて漠然たるものがあり、單に女真族が多數の部族に分れたるの故を以てかく名付け、或は前封建社會の故を以て、しか呼ぶに過ぎない。即ち眞實の如何なる點に於て氏族制的社會、或ひは氏族制末期の社會であつたか、未だ充分明らかになされてゐないのである。語を強めて云ふと、彼等社會の實質的形態は殆んど不明の内にあると云つても、敢て過言でない様に思はれる。

然らば後に至つて金國建設の偉業をなし、遂げた遼代女眞の社會は、如何なる形態を持ち、また如何なる發展的段階にあつたか。これを知る爲には何よりも先づ彼等社會の具體的内容を明確にする必要がある。さうしてそれが充分なる解明は、各方面に互る綜合的研究の成果に俟たねばならぬのであるが、しかも綜合的研究は精密なる部分によつて組立てられねばならぬ。その社會が未開であればある程、より重要な意義を見出す婚姻制度の研

究の如きは最も重要な部分の一つであらう。

かくて余は建國前の女眞社會の具體的解明に資せんとして、彼等の婚姻制度を取り上げた。然しこの制度を全面的に取扱はうとしても、現存する史料は餘りに少い。故に余は問題を制限して女眞名族の通婚關係を究めることに力め、更に中心を按出虎水完顔家——これは即ち金室であるが——に置いて論ずる事とした。特に金室を中心として論じたのは、この一族が遠代女眞の代表的名族であり、且つ史料の點に於ても最も豊富であるからである。他はこれより類推するの外あるまい。即ち余は本小稿に於て、建國前の金室の通婚の状態、その形態、及び通婚家の性質を究明し、これによつて、當時の女眞社會特に政治社會の一斑を明らかにしようとして企てたのである。

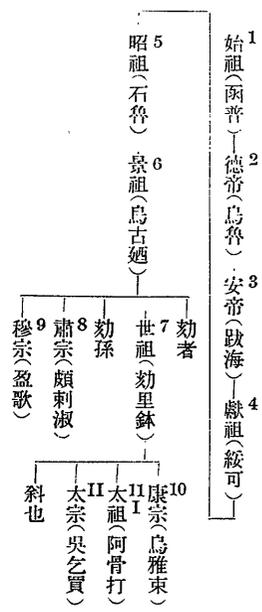
繰返して斷つて置くが、本稿に於て取扱はふとするのは女眞貴族の通婚形態であつて、女眞族一般のそれではない。當時の如き發展度を持つた女眞社會に於ける女眞人一般、即ち貴族下にある部民の通婚形式には自らこれと異なるものがあつたと思はれる。次に貴族特に王族の通婚は、政治的理由から、時として當時の慣習を無視した形態を取る場合の存した事にも一應の注意を拂つて置く必要がある。高麗の王家がその初期、極端なる近親結婚を行つた如きはそれである。¹⁾ かくの如きは當時の政治的情勢より觀ると大なる意義があり、また興味も存するのであるが、然しその頃の高麗社會、更に範圍を狭めて貴族社會から見ても一種の例外的形態と云ふべきであらう。女眞の貴族社會に於ける完顔氏の場合、かゝ

る意味に於ては例外的事例でなく、その通婚形態は地域的政治集團の勢力の中心をなした貴族家一般の普遍的な形であつた様である。余が前段に於て、他はそれより類推するの外あるまいと云つたのは、この意味に於てあり、これに就ては他に述べる機會があらう。

中世に於ける亞細亞北族の通婚形態、特にその範圍に就ては既に若干の事實が知られてゐる。金に先立つて國を立てた契丹の王族耶律氏は蕭氏一族とのみ婚を通じ、また金を滅ぼし、比類なき大帝國を建設した元の宗室に於ても通婚家は一定してゐた様である。更に古く漠北に雄飛した匈奴族に於ても、或は近世史上赫かしい大帝國を建設した清室に在つても通婚家のほゞ定まつてゐた事が知られてゐる。然しそれ等の事實の指示する意義に就いては未だ充分明らかでない。然らば金室に於ける状態は如何であらうか。

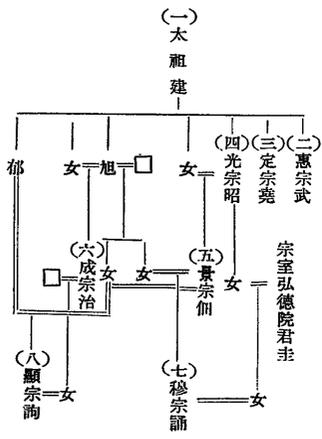
尙本小稿に於いて用ひた用語の一二に就いて、豫め諒解を得て置きたい。第一は本稿に用ひた「部」「氏」「家」たる用語の區別である。金史を繙き建國以前のことを傳へた史料を見ると、その頃完顔部唐括部徒單部紇石烈部等多數の名稱を異にする大規模なる集團の存したことが知られる。これ等の部族的集團一般を云ふ場合には「部」なる語を用ひた。また以上の女眞諸部は各、數個乃至十數個の小部に分れてゐる。本稿に於て「氏」時には「族」と云つた場合はこれ等の小部族一般を指してゐる。尙「氏」と稱した場合、漠然「部」を指して云つた事もある。更に、その内、特定の一家一族を指す場合には「家」なる語を當てた。第二は「完顔氏家」と「金室」の區別であつて、本稿に於て金室と云ふ場合には按出虎水完顔氏の會長家、即ち後の金朝

の宗室家を指す。單に完顏氏家と云ふ場合はそれ以外の同族のことである。最後に便宜の爲、按出虎水完顏家(金室)の建國前に於ける家長を次に表示する。



但し始祖函普より獻祖綏可に至る四帝は世系を延長せんが爲の架空の人物である。^⑤

註 1 麗朝初期の王室に於ける極端なる近親結婚を左に表示する。但し右表は三品彰英氏著朝鮮史概説(教養文庫)によつた。



遼末に於ける金室完顏家の通婚形態

- 2 橋口兼夫學士「遼代の國舅帳について」〔史學雜誌第五〇卷第二・三號〕。
- 3 元代后妃を出せる家系は大體弘吉剌氏、伯岳吾氏、乞烈氏等數氏に限られてゐた。尙、有高博士「元代の婚姻に關する法律の研究」〔東京文理科大学文科紀要第十卷頁三一參照〕。
- 4 匈奴に於ても單子の闊氏即ち皇后となる家系は定まつてゐた。これは初めは呼衍氏、蘭氏、須卜氏の三族であつたが、後ち丘林氏、喬氏が加はつて四氏となつた。これに就ては内田吟風學士著「古代の蒙古」〔支那歴史地理叢書〕頁一一四、一二二に詳しい。
- 5 清朝に於ても皇后たる家柄は大體、佟佳氏、那喇氏、鈕祜祿氏、富察氏、喜塔臘等の諸氏に限られてゐた様である。（明治三十八年版清國行政法第一卷、頁七四）。
- 6 池内博士「金史世紀の研究」〔滿鮮史研究中世第一冊〕。

第二章 金室の通婚家について

金史卷六后妃列傳一を見ると、その序語に、

金代后不娶庶族甥舅之家、有周妃齊姜之義。

とあつて、金代王室に於ては同族の通婚しなかつた事が傳へられ、又同史卷六后妃列傳二の元妃李氏（章宗の妃）傳にも左の如き記事が見える。

自欽懷皇后○章宗皇后沒世、中宮虛位久。章宗意屬李氏、而國朝故事皆徒單、唐括、蒲察、拏、懶、僕、散、紇、石、烈、烏、林、答、烏、古、論、諸部部長之家、世爲姻婚、娶后尙主、而李氏微甚。至是章宗果欲立之、大臣固執不從、臺諫以爲言、帝不得已進封爲元妃、而勢位熏赫、與皇后侔矣。

これは章宗が、欽懷皇后蒲察氏の薨後、微賤の出である元妃李氏を冊立せんとして大臣臺諫の反對に遇ひ、これを取り止めた事を述べたものである。さうしてこれ等によれば古來金

室は庶族明舅の家とは婚を通ぜず、婚姻は専ら徒單唐括蒲察拏懶僕散紇石烈烏林答烏古論等諸氏の部長家との間に限られてゐたことが推察される。少くとも章宗の時代までに宗室と通婚したのは上の八氏に限られてゐたのである。更にかゝる記載は同史^{二卷}○一世戚列傳贊語にも見えてゐる。曰く、

金之徒單拏懶唐括蒲察裴滿紇石烈僕散皆貴族也。天子娶后、必于是、公主下嫁、必于是、與周之齊紀無異。此昏禮之最得宜者、盛於漢唐矣。

金室との通婚家はこゝでは徒單拏懶唐括蒲察裴滿紇石烈僕散の七氏が挙げられ、前者と多少の出入がある。即ち徒單唐括蒲察拏懶僕散紇石烈の六氏は共通であるが、前者に見える烏林答烏古論の兩氏は後者になく、代つて^明滿氏の名が見えてゐる。従つて金室の通婚家には多少の浮動のあつた事も推測されるのであるが、しかしともあれ完顔氏と通婚し得る家系は古くから定まつてをり、しかもそこには廣義の族内婚的制約が存してゐた様にも見受けられる。果してこれは事實であらうか。これ等を確かめる爲には先づ史料により具體的事實を歸納的に考察することから初める必要がある。よつてこれに關する諸資料を擧げ、各種の場合を考へる。

金史后妃列傳には金朝各帝の皇妃の傳が逐一見えてゐるが、その内皇后及びその出身氏を擧げると次の如くである。

一、始祖明懿皇后完顔部人、

一 二、德帝思皇后不知何部人、

三、安帝節皇后不知何部人、

四、獻祖恭靖皇后不知何部人、

五、昭祖威順皇后徒單氏、諱烏古論都葛活、

刺渾水敵魯鄉徒單部人、

六、景祖昭肅皇后唐括氏、帥水隈鴉村唐括

部人、

七、世祖翼簡皇后拏懶氏、

八、肅宗靖宜皇后蒲察氏、

九、穆宗貞惠皇后烏古論氏、

一〇、康宗敬僖皇后唐括氏、

一一、太祖聖穆皇后唐括氏、

(一二、太祖光懿皇后裴滿氏、

(一三、太祖欽憲皇后紇石烈氏、

(一四、太祖宣獻皇后僕散氏、

一五、太宗欽仁皇后唐括氏、

一六、熙宗悼平皇后裴滿氏、

一七、廢帝海陵后徒單氏、

一八、睿宗欽慈皇后蒲察氏、⁽³⁾

(一九、睿宗貞懿皇后李氏、

二〇、世宗昭明德皇后烏林荅氏、其先居海羅

伊河、世爲烏林荅部長、率部族來歸、居上

京、與本朝爲婚姻家、

(二一、世宗元妃李氏、南陽郡王李石女……衛

紹王即位、追謚光獻皇后、

二二、顯宗孝懿皇后徒單氏、其先忒里闐刺人

也、⁽³⁾

(二三、顯宗昭聖皇后、劉氏、

二四、章宗欽懷皇后、蒲察氏、上京路曷速河人

也、

二五、衛紹王后徒單氏、

(二六、宣宗皇后王氏、中都人、明惠皇后妹也、

……貞祐二年七月、賜姓溫敦氏、立皇后、

(二七、宣宗明惠皇后、王皇后之姉也、

二八、哀宗皇后徒單氏、

以上の内始祖より獻祖に至る四帝が説話中の人物であることは既に池内博士の説破された所によつて明かである。また睿宗の正后ではなく、且つ李氏の出である睿宗貞懿皇后一九、同じく世宗光獻皇后二二、並びに劉氏の出である顯宗昭聖皇后二三がそれぞれ皇后に追冊されてゐるのは、特に世宗の生母衛紹王の生母及び宣宗の生母たるの理由に基くもので、二六二七の宣宗皇后王氏(賜姓溫敦氏)の場合と共に異例に屬する。殊に宣宗皇后王氏の冊立の如き、假令皇后が溫敦氏を賜姓され、女真人として待遇されたとしても、實質的には女眞の舊習の忘失を物語るものとして問題となるべき事件であらう。

さてこれ等の九例を除いた十九例によつて婚姻家の氏姓を分類すると次の如くなる。

(第一表)

徒單氏

一、昭祖威順皇后 (5)

二、廢帝海陵王后

三、顯宗孝懿皇后 (22)

四、衛紹王后

五、哀宗皇后 (28)

(25)

唐括氏

一、景祖昭肅皇后 (6)

二、康宗敬僖皇后 (10)

三、太祖聖穆皇后 (11)

四、太宗欽仁皇后 (15)

挈懶氏

一、世祖簡翼皇后 (7)

蒲察氏

一、肅宗靖宣皇后 (8)

三、章宗欽懷皇后 (24)

烏古論氏

一、穆宗貞惠皇后 (9)

裴滿氏

一、太祖光懿皇后 (12)

二、熙宗悼平皇后 (16)

紇石烈氏

一、太祖欽憲皇后 (13)

僕散氏

一、太祖宣獻皇后 (14)

烏林荅氏

一、世宗昭德皇后 (20)

二、睿宗欽慈皇后 (18)

以上の分類によると皇后家は徒單唐括挈懶蒲察烏古論裴滿紇石烈僕散烏林荅の九氏となり、これ等は后妃列傳並びに世戚列傳の兩者に見える通婚家を合したものに等しい。后妃

列傳及び世戚列傳の記事は、かゝる具體的史料から歸納して適當に記述されたものであつて、史料として獨特の價値を有するものではない。

次にこれ等の皇后家を決定するに當つて些か吟味を要するのは皇后冊立の由來である。先づ昭祖より康宗に至る諸帝后は、太宗の天會十四年に追諡されたものであるが、これはその時從來の所傳を基礎とし、慎重なる調査のもとに正后と定められたものであらうから問題はない。然し太祖以後の諸后は事情を異にする。先づ太祖には聖穆光懿、欽憲、宣獻の四后がある。この内第四の宣獻皇后僕散氏は天會十三年の追冊の時に德妃であつたが、後ち世宗の立つに及び、その父睿宗の母なるが故に、大定二年皇后に追冊されたのであるから、太祖の時、正后であつた譯ではない。又第三の欽憲皇后紇石烈氏は太祖の第二子宋王宗望の母であるが、后妃列傳によれば、天會十三年尊爲太皇太后宮、號慶元とあり、熙宗の天會十三年九月に至つて尊んで太皇太后とされたものであるから、これも太祖在世中からの正室ではなかつたであらう。かくて、熙宗の天會十三年二月に追冊された聖穆光懿の二后が遺る。

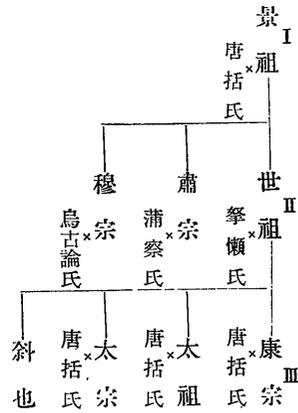
この内後者の光懿皇后裴滿氏は、太祖の長子宗幹の母である。宗幹は太祖在世の頃から宗室殊に太祖諸子の中心人物となつて活躍し、熙宗の頃には大なる勢力を有してゐたが、金史に彼は太祖の庶長子と記るされてゐる。かくの如く、太祖の兒孫に正庶の別が事實存したとすれば、后妃にも正庶の別があつた譯である。即ちこの場合のことを具體的に考へると、名籍上の長子宗峻の母である聖穆皇后唐括氏が正后となり、事實上の長子である宗幹の母、

光懿皇后裴滿氏が庶后となる。余は前者が正后と認められ、後者が庶后とされたのは單に婚姻時期の遅速等の問題によるのみではなく、複雑なる政治的理由に基くものと推測するが、¹⁰⁾それと共に、又金室の后族としての唐括氏の勢力が、實質的に裴滿氏のそれよりも大であつた事實にもよると思ふ。然らば唐括氏は古くより完顔氏の后族として、堅固なる地位を保有してゐたのである。かくの如く光懿皇后裴滿氏が庶室とすれば、太祖の正室は、第一の聖穆皇后唐括氏のみとなる。¹¹⁾尙熙宗の天會十三年に至り、庶后裴滿氏が正后唐括氏と共に皇后に追冊されたのは、前者が實際上の長子宗幹の母であると云ふ事實と、當時に於ける宗幹の實勢力によるものであらう。

かくして金朝諸帝の皇后を出した家系は、僕散紇石烈の二氏を減じて、徒單唐括拏懶蒲察、烏古論裴滿、烏林荅の七氏となり、また早くより通婚關係に入つてゐたものとしては、徒單唐括蒲察、烏古論拏懶等の諸氏の名を見出すことが出来る。この内前三者は特に通婚家として勢力を有してゐた様である。金室の皇后家はかくの如く、ほゞ一定してゐたのであるが、然しその氏姓に關する后妃列傳及び世戚列傳の記載は各異なり、これはまた考證の結果とも相違がある。さうしてかゝる氏姓の不一致は、延いて通婚家が上掲の諸氏に限定されてゐなかつたことを推測せしめることにもならう。よつて單に皇后家に止まらず、一般宗室の通婚關係を見る必要がある。

尙太宗以前の諸后を世代的に整理し、これを表示すると次の如くなる。

(第二表)

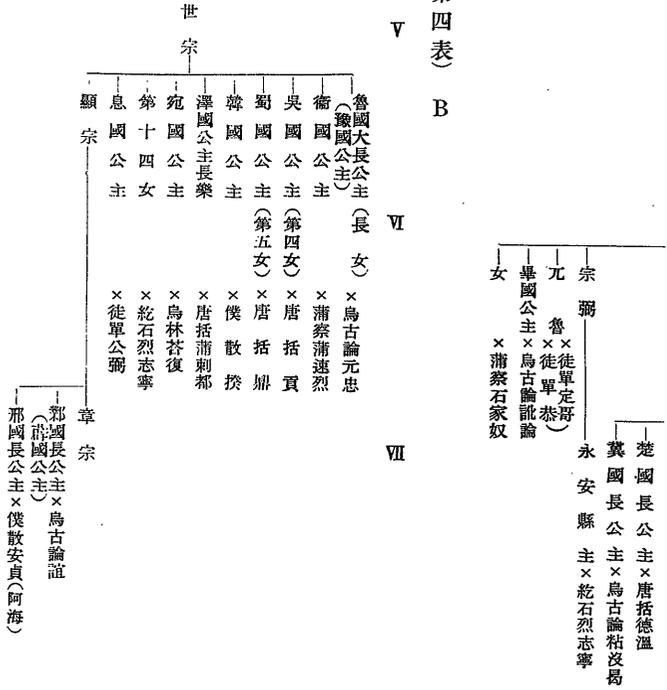


これによれば景祖の子である世祖の世代に於ては拏懶⁽¹²⁾、蒲察、烏古論の三氏が關係を結んでゐるが、孫の康宗の世代では唐括の一氏に止り、何等循環の形式をとつてゐない。この様に康宗の世代に於て康宗、太祖、太宗の三帝の皇后が悉く唐括氏の出であるのは當時の外戚家の勢力關係を示唆するものとして注意を要する。

一般宗室の通婚關係に關して我々は金史列傳並に他の二三の史料を検索し、これを整理する事によつて左の如き結果を得る事が出來た。⁽¹³⁾ 但し、その結果を現はす爲には系圖の形を以て表示するのが最も簡明である。

本表は完全なる系譜ではなく、通婚關係を示す便宜的な系譜である。従つて本表に舉げた名は婚姻關係を知り得るものに止る。又世代關係も單に父子の關係を現はすのみであ

(第四表) B



* 大金集禮卷九親王公主條を見ると、金では唐制に倣ひ皇姑を大長公主、皇姉妹を長公主、皇女を公主となしてゐる。随つて本表に某大長公主とあるのは甥に當る帝王の時、某長公主とあるのは、兄弟が帝王たりし時それぞれ授けられた稱號である。

右表によれば金室の公主或ひは宗室の女が尙したの、徒單蒲察唐括紇石烈烏古論僕散烏林蒼の諸氏であつて、これ以外には出ない。さうしてこれは正しく前掲の完顔氏に通婚した家系と一致し、完顔氏に通婚がこれ等の諸氏と相互的に行はれたことを知らしめる。

尙右表以外の駙馬都尉の氏姓もこれを出ない。

一、徒單氏

駙馬都尉徒單合住金史三卷九 守純傳同卷一 撤合鞏傳同卷一

駙馬都尉徒單沒烈金史〇卷一 承暉傳同卷三 紇石烈執中傳同卷三

駙馬都尉徒單壽春金史六卷一 宣宗本紀同卷一

二、烏古論氏

駙馬都尉烏古論當海金史五卷 海陵本紀同卷

宗室に關する以上の諸事例を綜合すると、金の建國前後を通じて完顔氏と通婚した家系は徒單蒲察唐括烏古論紇石烈僕散烏林蒼裴滿並びに挈懶烏延の諸氏であつたことが解る。さうしてこの内徒單蒲察唐括の三氏は壓倒的多數を占め、烏古論紇石烈僕散烏林蒼の諸氏がこれに次いでゐる。然し挈懶及び裴滿の兩氏は皇后家にのみ見えて、第二表以下には見えず、烏延氏の名は第二表にのみ見えて、それ以外には現はれぬ。この内裴滿氏はさて置き、挈懶烏延の兩氏は通婚家として疑問が存するのであるが、これに關しては第四章に於て考察する。次にこれを世代關係より見ると、徒單蒲察唐括の三氏は太祖の世代 III 以前より盛

に婚を通じ、其他烏古論氏も古い。又たVの熙宗、海陵、世宗の世代に於ては、裴滿、烏林、苔、紇石、烈等諸氏の名が現はれ、僕散氏となると、章宗の世代VIIに至つて始めて通婚の事實が認められる。これを以て見ると、唐括、徒單、蒲察及び烏古論の四氏は建國前より確實に金室と通婚關係に入つてゐたことが知られるのである。その他の諸氏の内でも、烏林、苔、紇石、烈、裴滿の三氏は建國前より關係があつたと思はれるが、たゞ僕散氏のみは建國後、初めて通婚状態に入つた様である。尙、これに伴つて種々解明を要すべき事があるが、姑く置き、次に完顔部内に於ける通婚事實の有無を一應吟味して置かうと思ふ。

なほ一言附け加へて置きたいことがある。

建國前に於ける金室男子の側室には、被征服家の女子、或は特定ならざる家系の女子が入る場合が多かつたから、正規の通婚關係を知らうと欲する場合には、叙上の如く正室のみを問題の對象としなければならぬ。かくして我々は以上に述べた如き家系を求め得たのであるが、然し單なる通婚のことを傳へた記事はこの他にも存する。例へば、朮虎氏であつて、元好問の作になる龍虎衛上將軍朮虎公神道碑には左の如き一節がある。^分

公諱筠壽字堅夫、姓朮虎氏、世爲上京人。五世祖朮不從武元祖○太下寧江。王業漸隆。論功第一。

一命銀青榮祿大夫、節度寧江。：：曾大父布苦德襲猛安、積官鎮國上將軍。妣完顏氏。金源

郡夫人。大父查刺明威將軍、比部詳穩官。妣溫敦氏。金源縣君。考阿散懷遠大將軍。：：妣金

源郡君陀滿氏。進封太夫人。

これによれば世々上京に住した朮虎氏は完顔氏温敦氏陀滿氏等と通婚してゐるが、この内完顔氏と婚を通じたのは朮虎筠壽の曾祖父であつたから、兩者の通婚が行はれたのは國初と考へて差支へあるまい。然し金史^{卷七}宗室表の序語に、金人初起、完顔十二部、其後皆以部爲氏、史臣記錄有稱宗室者有稱完顔者稱完顔者亦有二焉、有同姓完顔蓋疎族、若石土門迪古乃是也、有異姓完顔蓋部人若歡都是也とある様に、完顔氏と稱するものゝ中には按出虎水完顔氏と、それ以外の完顔氏との別があり、更に按出虎水完顔氏の内にも宗室家と部民との別があつた。故に朮虎氏が婚を通じたそれが、果して宗室であつたか否かは明かでない。但し右の文に續き、上京の朮虎氏一門の繁榮を述べて、尙縣主三人とあるのによつて、少くとも建國後に於ては朮虎氏と完顔宗家の或るものとの通婚が行はれてゐた事は認めなければならぬ。朮虎氏に關する事實はこれのみに止らぬ。金史^{卷六五}太祖以下諸氏列傳を見ると、建國前の金室諸帝の兒孫の傳記の中に諸帝の配偶者のことを傳へた記事が所々に存するが、それを表示すると左の如くである。

昭祖 威順皇后徒單氏

次室 達胡末、烏薩扎部人、次室 高麗人

景祖 昭肅皇后唐括氏

次室 注思灰、契丹人、

世祖 翼簡皇后挾懶氏、

遊末に於ける金室完顔家の通婚形態

次室 徒單氏、 次室 僕散氏、 次室 朮虎氏、 次室 朮虎氏

次室 烏古論氏

康宗 敬信皇后唐括氏

次室 溫都氏、 次室 僕散氏

太祖 聖穆皇后唐括氏⁽¹⁹⁾

光懿皇后裴滿氏(次室) 欽憲皇后紇石烈氏(次室) 宣獻皇后僕散氏(次室)

元妃烏古論氏(次室) 崇妃蕭氏(次室)

この様に世祖の次室の中には二名の朮虎氏出身者が見えてゐる。恐らく上京朮虎氏の繁榮の如きも、かくの如き完顔氏との關係から出發したものであらう。尙右に擧げた次室の中には僕散氏、溫都氏⁽²⁰⁾其他契丹人、高麗人或は蕭氏等の名も見える。これ等は何れも種々の政治的事情の結果、側室となつたものであつて、正規の通婚關係と認め難いことは云ふまでもなからう。然し右の事實は金室の婚姻形態が當時に於てさへ相當柔軟性を有してゐたことを知らしめるのである。

註

1 睿宗(宗輔、宗堯)は金朝歴代の帝王の一人ではない。彼は五代世宗の父であつた爲に、大定元年十一月追尊されて皇帝の列に加へられ、睿宗なる廟號を受けた。蒲察氏が欽慈皇后となつたのも同時である(大金集禮卷四、追加諡號下、大定三年増上睿宗尊諡條。金史卷六、世宗本紀大定元年十一月甲申條)。随つて彼は宗室の項に入るべき人物であるが、皇妃列傳の體裁に従ひ、姑くこゝに加へた。尙、かくの如き體例で行くと、熙宗の父景宣皇帝(宗峻)の妃惠昭皇后蒲察氏(天會十三年九月追尊)も后妃列傳に加へなければならぬのであるが、本列傳中には見えず。

2 顯宗(允恭)も亦金朝歴代の帝王の一人ではない。彼は世宗の皇太子であつたが、大定二十五年に早世した。然し帝位は彼の子章宗によつて受けつがれたので、章宗の即位の五月(大定二十九年)、皇帝に追尊せられ、顯宗と云ふ廟號を受けた。明昌二年に崩じた顯宗の妃徒單氏が孝懿皇后と稱されたのはこれ故である。

3 「金史世紀の研究」(滿鮮史研究中世第一冊)。
4 金史卷六四、后妃列傳による。睿宗の妃李氏が貞懿皇后と追尊されたのは、欽慈皇后蒲察氏の場合と同じく、大定元年末であり、また世宗の妃李氏が光獻皇后となつたのは、衛紹王の即位後、更に顯宗の妃劉氏が昭聖皇后と追諡されたのは、宣宗の即位後である。

5 (されば)金史卷六三、后妃列傳の序語には、「貞慈(貞懿)・光獻・昭聖、雖庶姓、皆以子貴、宣宗册温敦氏乃賜姓、變古甚矣」と述べてゐる。尙宣宗が元妃温敦氏を立て、皇后となしたのは、貞祐二年七月のことである(金史卷一四、宣宗本紀)。

6 大金集禮卷三、天會十四年奉上祖宗諡號條。これによると、祖宗の諡號が奉上されたのは天會十四年八月であることを明確に知ることが出来る。尙金史后妃列傳には追諡が凡て天會十五年のこととなつてゐるが、これは大金集禮によつて訂正さるべきであらう。

7 大金集禮卷六、追諡后、宣獻皇后條。これも金史后妃列傳には、「大定元年追諡」となつてゐる。大金集禮によつて訂正さるべきであらう。

8 大金集禮卷五、天會十三年尊奉兩宮太皇太后條。金史卷四、熙宗本紀、天會十三年九月、戊寅條。大金集禮卷六、追諡后、聖穆、光懿皇后條。金史卷四、熙宗本紀、天會十三年二月乙巳條。

9 大金集禮卷六、追諡后、聖穆、光懿皇后條。金史卷四、熙宗本紀、天會十三年二月乙巳條。

10 これに就ては稿を改めて論じたい。

11 されば金史卷六三、后妃列傳序にも、「太祖嫡后聖穆生景宣、光懿生宗幹、有定策功、欽憲有保佑之功、故自熙宗時、聖穆、光懿、欽憲皆附。」と見え、聖穆を嫡后と認めてゐる。本文の嫡后が聖穆にのみかゝることは、前後の文脈から明かであらう。

12 世祖の后族である挈懶氏に就ては餘り明かでない。

13 上表作成の史料は左の如くである。宗峻：金史卷四、熙宗本紀。宗幹：同卷五、海陵本紀、天德二年正月條。同卷六三、海陵嫡母徒單氏傳。宗堯：同卷六、世宗本紀、大定元年十一月甲申條。宗弼：同卷八七、紇石烈志寧傳。宗敏：同卷六九、宗敏傳。阿虎里：同卷七六、宗義傳。袁：同卷五、海陵本紀、正隆五年三月癸巳條。文：同卷六三、麗奴石哥傳。亨：同卷七七、亨傳。阿虎迭

：同卷六三、海陵昭妃阿里虎傳。烏帶：同卷五、海陵本紀天德四年十月甲申條。糺里：同卷六三、昭妃阿懶傳。特里：同卷六三、后妃列傳凡宮人條。尤（永）成：同卷七、世宗本紀大定十六年二月庚寅條。

14 上表作成の史料に就ては第四章の各項に於て詳出するから、こゝでは省略に従ふ。

15 金史卷七六、蕭玉傳。これは云ふまでもなく海陵時代の變態的狀態の結果である。

16 一例を挙げると金史卷六八、歡都傳に下の如き記事が見える。「耶悔水納喝部撒八之弟曰、阿注阿與人爭部族、官不得、直來歸穆宗、阿注阿之甥曰三濱、曰撒達、辭不失破烏春窩謀罕城獲三濱撒達并獲其母、以爲次室、撫其二子」。これによると辭不失は耶悔水納喝部人阿注阿の一族を捕獲すると、直に夫人を容れて次室としたのである。又た金史卷六五、始祖以下諸子傳を見ると、德帝思皇后生安帝、季曰輩魯、輩魯與獻祖、俱徙海姑水、置屋宇焉。輩魯之孫胡率、胡率之子勤者與景祖長子韓國公勤者同名、韓國公前死、所謂肅宗納勤者之妻加古氏者是也とも見える。この記事の前半はもとより歴史的事實として信を置くことは出来ぬが、然し、肅宗が胡率之子勤者の妻加古氏（夾谷氏）を納れたとあるのは事實であらう。肅宗の正室は蒲察氏と定められてゐるから、加古氏が側室であることは明かである。この様に側室は便宜的な方法を以て納れられたのである。

17 遼山先生集卷二七。

18 金史卷六九、太祖諸子傳。

19 建國後、政治機構が擴大變化すると、これ等の側室家もそれぞれ縁故を辿つて、地歩を占める。

20 金史卷六七、烏春傳によると、烏春阿跋斯水溫都部人：與其族屬來歸、景祖與之處、以本業自給」とあり、また「烏春之後爲溫敦氏」とも見える。烏春は後ち跋黑、桓鼓、散達等と共に世祖に對抗し、

永年完顔氏と争ひ、後ち征服せられてゐる。康宗の次室である溫都氏は恐らく烏春の徒が完顔氏に來歸した時か、或は征服せられた後に次室に入れられたものであらう。

第三章 完顔部内に於ける通婚の問題

金室は云ふまでもなく按出虎水完顔氏の酋長家である。さうして金の興起の原動力と

なり、またその中心となつたのは疑ひもなく、按出虎水完顔氏であるが、然し遼代の生女眞完顔部は決してこれのみではなく、又た居住地も按出虎水附近とは限られてゐなかつた。今金史上に建國前の完顔諸氏の居住地を記した史料を求めると左の如きものが見出される。

一、冶訶系出景祖。居神隱水完顔部。爲其部勃堇。與同部人把里勃堇、幹泚水蒲察部胡都化勃堇、斡都勃堇、泰神忒保水完顔部安團勃堇、統八門水溫迪痕部活里蓋勃堇俱來歸。(金史八卷六)

冶訶傳

幹泚水蒲察部、泰神忒保水完顔部、統門水溫迪痕部、神隱水完顔部皆相繼來附。○景祖の治世。

(金史一卷一世紀)

二、及昭祖没于逼刺紀村。部人以柩歸至孩懶水。石顯與完顔部窩忽窩出邀於路。攻而奪之。柩：昭祖之徒告于蒲馬大彎。與馬紀嶺効保村完顔部蒙葛巴士等募軍追及之。(金史七卷六石顯傳)

三、阿庫德白達皆雅達瀾水完顔部勃堇。(金史五卷六謝庫德以下雜傳)

王諱婁室○完顔婁室：其先曰合篤者。居阿注濟水之源。爲完顔部人。祖洽直魯贈金吾衛上將

軍。以財雄鄉里。枝屬浸蕃。乃擇廣土。徙雅撻賴水。擊鄰麻吉等七水之人。皆附麗焉。父白答。贈金紫光祿大夫。事世祖爲七水部長。時烏蠢謀寇亂者。構爲囚惡。(滿洲金石志外篇所收。壯義王完顔婁室神道碑)

四、桓絨散遠……居完顔部邑屯村。(金史一卷一世紀。同史七卷六同傳)

遼末に於ける金室完顔家の通婚形態

五、石土門漢字一作神徒門。耶懶路完顔部人世爲其部長。(金史〇卷七 同傳)。

これによると建國前の完顔部には按出虎水完顔氏を筆頭に秦神忒保水完顔氏神隱水完顔氏馬紀嶺効保村完顔氏雅達瀾水完顔氏耶懶路完顔氏等の諸氏のあつたことが解る。然し各部の居住地に就ては馬紀嶺完顔氏が老爺嶺附近に、耶懶路完顔氏が寧安方面に居住したことが推測せられる外明かでない。さうしてこれ等は何れも金室の本據より相當に遠隔の地である。

かくの如く完顔部は多くの小部より成り、且つその居住地も互に隔つてゐたのであるが、然らばこれ等の完顔氏が相互に通婚した事實があるかと尋ねると、建國前はもとより、建國後に於ても全く認めることは出來ぬ。たゞ海陵が宗室の女の既に他家に嫁したものを不法なる手段によつて後室に入れた事實があるが、これは彼の度を失した暴舉を物語るものに過ぎず、問題とはならぬ。即ち完顔氏相互の間に於ける通婚は、全く行はれなかつたと斷じて差支へないのである。この様に同一部族間に通婚の行はれなかつたのは、廣く完顔部内に同一血縁共同祖妃の觀念が存してゐた爲と想像されるのであつて、この事は(一)の神隱水完顔氏の例によつて推し計ることが出来る。即ち金史世紀によると神隱水完顔氏は景祖の時代に來附したと記されてゐるが、一方世紀と全く所傳を同じくする冶訶傳の記事を見ると、その時來附した孛董冶訶は景祖より出でたとある。然し景祖の時初めて來歸した神隱水完顔氏の酋長が景祖の子孫である筈は、あり様がない。随つて冶訶が景祖より出た

と云ふのは一種の同祖説話に違ひない。惟ふに當時各地の完顔氏相互の間に共同祖妃の觀念が存してゐたために、神隱水完顔氏と按出虎水完顔氏(金室)とは同一祖先より出たと考へられてゐたのであらう。かくて前者が後者に服屬すると、神隱水完顔氏はその祖先を金室のそれと等しくする必要を生じ、こゝに前者の酋長冶訶が景祖より出でたとされるに至つたものと思はれる。然らば冶訶に關する右の所傳は單なる説話ではなく、完顔氏相互の親縁觀念を物語る一資料ともなる。同じく景祖の時來歸したと傳へられる耶懶路完顔氏の酋長石土門が、始祖弟保活里四世孫、雖同宗屬不相通問久矣」と記され、神話中の人物である始祖の弟保活里の四世孫と特記されてゐるのも、亦前と同様の理由に基くと信ぜられる。かくして后妃列傳序語に、金代后不娶庶族甥舅之家とある如く、金朝の宗室は同族たる他の完顔氏と婚を通じなかつたのである。

かくの如く完顔氏は同族内部で通婚を行はなかつたから、金室の通婚家は結局、唐括、徒單、蒲察、烏古論、裴滿、紇石烈、烏林荅、僕散及び挈懶、烏延の十氏と云ふことになる。然しこれには尙解決を要すべき種々の問題が存してゐる。先づ第一に以上の十家の凡てが、はたして金室と正式の通婚家であつたか否か、また第二にこれ等の凡てが建國前より通婚家であつたのか、更に第三として、以上の諸氏も亦完顔氏と同様各々數氏或は十數氏に分れてゐたのであるが、この内如何なる氏、如何なる家系が金室と通婚したのか等の諸點に關して解明する必要がある。更にこれ等を通じ、かゝる限定的通婚が行はれたのは、單に地縁の政治關係に

基いたものか、或はこれ等の諸家の間に族内婚的通婚關係が存してゐた^註か等のことも明らかにしなければならぬ。ことに後者は當時の女眞社會の性質を明らかにする上に於て重要な問題となる。これ等の諸點を明確ならしめる爲、以下各氏の通婚状態に就て考察を進める。

註

- 1 金史卷五九、宗室表には「金人初起完顔十二部、其後皆以部爲氏」と見える。この記事の原史料は恐らく、留可傳のそれと同一であらう。
- 2 池内博士完顔氏の曷懶甸經略と尹耀の九城の役（滿鮮史研究中世第二册所收）頁三八—三三。
- 3 金史卷六三后妃列傳二、壽寧縣主什古等傳。
- 4 金史卷七〇、石土門傳。
- 5 例へば建國前完顔唐括徒單蒲察烏古論の五氏で一つの族内婚的婚姻グループをなしてゐたとする。かゝるグループは特別な親縁關係を持ち、通婚は原則としてこれ等諸氏の間に行はれる。

第四章 通婚各家に關する考察

完顔部が單一の部ではなかつたと同じく、金室と通婚した唐括徒單蒲察烏古論、紇石烈、曷懶、林、沓、裴、滿、烏延の諸部も決して單一の部ではなかつた。後に詳しく述べる如く各部はそれぞれ若干の小氏族に分れ、滿洲の各地に分離散住してゐたのである。然らば以上の諸部が金室と通婚したと稱するのは、部全體を指すのか、或は部内の特定の一族に限られてゐたのか、と云ふことが先づ問題となる。更に通婚の状態、因縁等も考へざるべからざる事柄

であらう。本章に於てはこれ等の點を中心として論考を進め、同時にそれに伴ふ二三の問題にも觸れようと思ふ。

第一、唐括氏 建國前の唐括部に就ては、知りうる所比較的少く、次の三つの場合に止る。

一、景祖昭肅皇后唐括氏、帥水隈鴉村唐括部人。(金史^{三卷六}昭肅皇后傳)

二、三年^{宗穆}丙子、唐括部跋葛勃堇、與溫都部人跋忒有舊、跋葛以事往、跋忒殺跋葛、使太祖率

師伐跋忒、跋忒亡去、追及殺之。(金史^{一卷}世紀)

三、師^{江州討伐軍}江州太祖の寧 次唐括帶幹甲之地。(金史^{二卷}太祖本紀)

以上の三史料の内第一は景祖、第二は穆宗、第三は太祖舉兵の時のことであるが、これ等三者は何れも、唐括氏と金室との親善關係を示唆するものであつて、兩者の敵對關係に就て述べたものはない。さうしてこの内唐括氏の住地に觸れてゐるは一と三とである。一の帥水隈雅村の帥水とは、金史^{七卷六}臘醅麻產傳に見える帥水、或ひは同史^{二卷一}唐括德溫傳に見える率河と同じく、今の松花江北、呼蘭河附近の一河と思はれる。

また三の唐括帶幹甲の地とは、太祖が舉兵して寧江州の攻撃に移る途上、通過した土地であつて、大金得勝陀碑のある今の石碑崴子の南方に當る。これ等によつて、現在の拉林河下流域から松花江北、呼蘭河流域にかけて唐括氏の住してゐた事が解る。溫都部人跋忒に殺された唐括部跋葛勃堇の爲に、穆宗が親しく兵を出し、その復讐を行つたと云ふ唐括氏(二)の

住地も恐らく上記の地方であらう。かくして見ると、建國前から金室と積極的消極的に密接な關係を保つた唐括氏の住地は、金室の本據に接近してゐたことが推測される。次に唐括氏にして金室と通婚を行つた家系は、景祖昭肅皇后家、康宗敬僖皇后家、太祖聖穆皇后家、太宗欽仁皇后家及び唐括德温家である。これ等諸家の内、出身地の明かなるものを記すると次の二家が存する。

一、景祖昭肅皇后唐括氏、帥水隈雅村唐括部人。(金史^{三卷六}昭肅皇后傳)。

二、唐括德温、本名阿里、上京率河人也、曾祖石古、從太祖平臘酷麻產領謀克。(金史^{二卷一〇}唐括德温傳)

これによると、景祖昭肅皇后家は、帥水隈雅村の出身と見え、また唐括德温家は、上京率河の出身である。帥水と率河とは同一の河名であるから、唐括德温家と昭肅皇后家とは同一地方の唐括氏なることが考へられ、更に進んで同一家なることも推測される。康宗敬僖皇后家、太祖聖穆皇后家、太宗欽仁皇后家等は不明であるが、或はこれ等も帥水の唐括氏の一家と見て大過ないのではなからうか。然りとすれば、金室と婚を結んだ唐括氏は、凡ての方面の唐括氏ではなく、主として帥水のそれであつた事が知られるのである。

更に通婚家の簡單なる系譜を擧げる。

一、景祖昭肅皇后家(金史^{三卷六}同上傳)

^{景祖}

石批德撒骨只——多保眞(昭肅皇后)

二、康宗敬僖皇后家

不明

三、太祖聖穆皇后家(金史^{卷六} 同上傳)

^{太祖}

勅迺——迭胡本——留速——聖穆皇后

四、太宗欽仁皇后家(金史^{卷六} 同上傳)

^{太宗}

阿魯瑣——實匹——阿魯東——欽仁皇后

五、唐括德溫家(金史^{卷九} 爽傳、同^{卷一}○唐括德溫傳、同^{卷一}○唐括貢傳)

石古——脫字魯——撻懶——德溫——貢

康宗女

睿宗女楚國長公主

世宗^x第四女吳國公主
世宗^x第五女蜀國公主

六、貴妃定哥家(金史^{卷三} 麗妃石哥傳、貴妃定哥傳)

貴妃定哥(唐括氏)

麗妃石哥(唐括氏)

文^x

第三の太祖聖穆皇后と第四の太宗欽仁皇后との會祖父は共に司空を、祖は司徒を、父は太尉を追贈されてゐる。太祖と太宗とは兄弟であるから、兩皇后の父祖父及び會祖父は大體同世代の人と思はれる。されば、これ等兩家は會祖父或ひはそれ以前の時代に同一家から分

遼末に於ける金室完顔家の通婚形態

れたとも想像されるが明らかではない。然し兩家は恐らく何等かの深い親縁關係にあつたものと思はれる。且つ又兩家は第一の景祖昭肅皇后家(帥水唐括氏)とも何等かの繋を持つてゐたのではあるまいか。尙右の三者の系譜は傳承によつて殘されたものであるが、必ずしも文字通り正確と云ふ譯には行くまい。然りとすれば景祖昭肅皇后の父(石批)とこれと同音の太祖欽仁皇后の祖父實匹とは、世代に於て一代の喰ひ違を見るが、實際では同一人ではなかつたかと思はれる。はたして然らば、兩家は出自を等しくし、この家は金室と頗る密接な關係を持つてゐたこととなる。第五の率水の唐括德溫家は宗室と最も關係の深い家柄である。德溫の父撻懶は康宗の女を娶つてゐるから、太祖と共に伐遼の戰に参加した祖父の脱字魯は大體康宗太祖の世代の人と認められ、更に臘醅麻產の亂の平定に功のあつた曾祖父の石古は世祖の世代に當る人と考へられる。かくの如く帥水唐括氏と金室との關係は建國前甚だ密接なるものがあつたのである。但し建國後に於ける通婚は次に述べる徒單氏、蒲察氏の如く頻繁でなかつた様である。

要するに金室と通婚した唐括氏の本據たる帥水は、完顔氏の根據地按出虎水と近い。隨つて帥水唐括氏と按出虎水完顔氏との間には早くより密接なる關係が存し、かくて景祖或はそれ以前より兩者の間に通婚が行はれたものと思惟せられる。さうして兩者の政治的關係は常に親密であつたと考へられるから、婚姻關係も頗る密接であつた様である。第二章第二表に示した如く、康宗の世代の三帝の康宗太祖太宗の后が凡て唐括氏によつて獨占

されてゐるが如き、或ひはその他宗室の多くに唐括氏の女が嫁してゐる等のことは、その間の事情をよく物語つてゐる。

第二、徒單氏 建國前の徒單部に關する記事も亦比較的少く、次の三個に止る。

一、昭祖威順皇后徒單氏、諱烏古論都葛活刺渾水敵魯鄉徒單部人、其父拔炭都魯海。(金史六卷)

三、威順皇后傳

二、阿疎既爲勃堇、嘗與徒單部詐都孛堇爭長。(金史七卷六阿疎傳)

三、詐都部○徒單部字堇渾蠢水安春之忽沙渾之子也、間誘奧純塢塔兩部之民作亂、敵庫德鈍、恩皆叛、而

與留可水○就門渾蠢部詐都合兩黨揚言曰、徒單部之黨十四部爲一、烏古論部之黨十四部爲一、

蒲察部之黨七部爲一、凡三十五部完顏部十二而已、以三十五部戰十二部三人戰一人也。

(金史七卷六留可傳)

尙建國後の史料ではあるが、唐括氏の原住地を傳へたものに左の二つの史料がある。

四、徒單合喜、上京速蘇海人。(金史七卷八同傳)

五、徒單釋、上京按出虎達阿人。(金史二〇卷一〇同傳)

右の内第一の昭祖威順皇后に關する所傳は、金室と徒單氏との親縁關係を物語るものであつて、威順皇后徒單氏の出身地は活刺渾水と見える。所が活刺渾水の比定には二説があつて、一は富拉琿河、岔林河他は呼蘭河である。兩者とも史料の指示する方向に、音韻の類似す

る河名を求めた結果に外ならないのであるが、これのみでは何れを是とすべきか俄に決すべからざるものがある。然し仔細に史料を取扱ふと、後説の是なることが自ら明らかとなる。先づ地圖を擴げて東流松花江の北岸を見ると、そこには頗る多くの支流が江に流入してゐるのが解る。さうしてその内哈爾賓の對岸附近で流入する呼蘭河と湯原で江に注ぐ湯旺河(屯河)とが最も大きく、殊に呼蘭河はそれ自身多くの支流を有し、東流松花江支流中の王者たるの觀がある——嫩江は別として——。故に古來江北に於ける大部族の根據地を求めると、第一に呼蘭河の流域次で湯旺河の流域を擧げねばならぬ。金史上に湯旺河に關する記事が屢現はれるのは故なしとしないのである。翻つて岔林河を探すとこれは通河の附近で江に流入する一河であることが解るが、江の支流としては最も小なるものゝ一つであつて、この種の支流は幾多併行して存し殆ど枚擧に違がない。然らば活刺渾水は岔林河に當つべきであらうか、或ひは呼蘭河とすべきであらうか。

さて金史を繙くと活刺渾水(胡刺渾水)に關する史料は甚だ多い。随つてこの河は江北に於ける重要な一河であり、且つ部族の根據地であつた事が推測される。然るに若し本河を岔林河に當てるとすると、金代呼蘭河流域は殆ど問題となつてゐなかつたことになり、逆に岔林河流域が頗る重要な地となる。然し岔林河は小河であり、また特別に地の利を有する譯でもなく、且つこの程度の支流は夥しいのであるから、この河が特に重視されたと云ふことは全く不可解のことに屬する。しかもその結果最も重視さるべき呼蘭河が無視され

なければならぬに至つては、それを岔林河に比定する事の不合理なるは決定的な事實であらう。實に金史に屢々見える活刺渾水は、これを呼蘭河に當てゝこそ、凡ての條件に適應するのである。更にこの事は、大定二十五年、世宗が速頻綏芬河胡里改牡丹江の三十謀克を帥水と胡刺温水の流域に移した事實によつて確かめられる。世宗のこの舉は北族に對する上京會寧府の防備の爲であつたのであるから、胡刺温水を呼蘭河に當てゝこそ、その目的を達しこそすれ、岔林河とすれば何の用をもなさぬ。且つ三十謀克部と云ふ大移住集團は呼蘭河流域にして初めて收容する事が出来るのである。以上によつて金代の活刺渾水が呼蘭河であることは明瞭となつたであらう。然らば昭祖威順皇后の本地は金室の本據に近い呼蘭河であつたのである。

次の第二及び第三の記事は第一と異り、金室と徒單氏との敵對關係を傳へてゐる。先づ紇石烈氏の勃堇阿疎と長を争ひ、後に至つて金室に抗したと云ふ徒單氏の詐都孛堇が何處の徒單氏かと云ふと、留可傳に、詐都渾蠡水安春之忽沙渾之子也」とあるのから推して、彼が渾蠡水即ち今の間島省琿春河の流域にゐたことは明かである。さうして彼は同じく琿春河・豆滿江合流點に住した烏古論氏の留可等と共に完顔氏の勢力に抗したと云ふのであるから、この方面の徒單氏は穆宗の頃まで金室と敵對關係にあつたことが解る。其他第四及び第五の記事によると、徒單氏は上京速蘇海水及び上京按出虎達阿、即ち今の拉林河及び阿什河の上流地方⁽⁶⁾一帯にも居を占めてゐたのである。

要するに建國前、徒單氏は少くとも一間島省琿春河、二、賓江省、呼蘭河及び、三、同拉林河上流方面に居住してゐたことが知られるが、その内、間島方面のそれは穆宗の頃に至るまで金室即ち按出虎水完顔家と敵對關係にあつた様である。

次に徒單氏にして金室と婚姻關係を結んだ家系を史料に求めると、昭祖威順皇后家、顯宗孝懿皇后家、徒單思忠家、徒單釋家、徒單恭家、徒單克寧家、徒單蒲帶家、徒單公弼家、徒單四喜家等があり、その數は頗る多い。この内建國前の居住地の知り得るものは左の三例である。

- 一、昭祖威順皇后徒單氏、諱烏古論都葛活刺渾水敵魯鄉徒單部人、其父拔炭都魯海。(金史六卷)
- 三、昭祖威順皇后傳

- 二、顯宗孝懿皇后徒單氏、其先忒里關刺人也、曾祖抄從太祖取遼有功、命以所部爲猛安、世襲之。(金史四卷六、顯宗孝懿皇后傳)

- 三、徒單釋：其先上京按出虎達阿人。(金史二卷一〇、徒單釋傳)

第一の昭祖の事蹟は傳說的要素を含むこと多いものとして説かれてゐるが、然し昭祖の後の出自を傳へて「活刺渾水敵魯鄉徒單部人」と云つてゐることまでも、一概に架空の事となす譯には行かない。寧ろかゝる所傳こそ敵魯鄉の徒單氏が早くより金室と密接な關係を結び同時に通婚をも行つてゐたことを物語るものと考へられる。これを以て見れば活刺渾水即ち今の呼蘭河方面の徒單氏は、早くから金室と交渉を持ち、通婚を行つてゐたのである。次に第二の忒里關刺とは何處であらうか。忒里關刺なる河川に就ては、現在の所適確に比

定すべき史料は見當らない。然し忒里なる名稱は或ひは前の活刺渾水敵魯郷の敵魯に當るのではあるまいか。若し然りとすれば忒里關刺は活刺渾水の一支流と考へられ、それと共に昭祖威順皇后家と顯宗皇后家とは同一地或は同一族の出身と云ふ推測が可能となる。第三の徒單釋家はもと阿什河の上流地方に居住したものであらう。その他の諸家の出身地は遺憾ながら不明である。

かくて今知り得た限りの史料より判断すると、建國前より金室と通婚した徒單氏は、按出虎水より遠く且つ穆宗時代に至るまで敵對關係を持ち續けてゐた渾蠢水方面の徒單氏ではなく、金室の本據に近い活刺渾水呼蘭河方面、或は按出虎水(阿什河)上流方面の徒單氏であつたことが解る。然らばかくの如く、等しく徒單氏であるにも拘らず、遠隔のものは通婚の形跡がなく、近隣のものゝみ通婚を行つたのは如何に解すべきであらうか。これは重大な問題であるが、他にもこれと同様の場合が存するから、本章の最後に於て一括して論ずることゝしたい。

次に通婚諸家の系譜を掲げ、更に二三の事實に就て考へよう。(横點線は建國前と後の區別を示す)

一、昭祖威順皇后家(金史卷六 昭祖威順皇后傳)

昭祖

拔炭都魯海—烏古論都葛威順皇后

二、徒單思忠家(金史卷一〇 徒單思忠傳)

遼末に於ける金室完顏家の通婚形態

賽補 — 賽一 — 思忠 — 鐸
 景祖女 × 熙宗妹 唐國公主(世宗の姪)

三、徒單釋家金史 二卷 〇 徒單釋傳

照 — 撒合懣 — 鐸(木輩)
 公主 × 公主 × 鄂國公主 瀋國公主(熙宗七女)

四、顯宗孝懿皇后家(金史 四卷 六 顯宗孝懿皇后傳。同史 二卷 〇 徒單銘傳。同史 三卷 一 徒單貞傳)

抄 — 娑盧火 — 貞
 宗幹女 × 梁國公主 (海陵妹)
 涇國公 — 銘
 阇補火
 慎思
 十六
 顯宗
 女 × 孝懿皇后
 并國夫人

五、徒單恭家(金史 三卷 六 海陵妃徒單氏傳。同史 二卷 〇 徒單恭傳)

定哥
 太祖長女兀魯宗敏の同母妹
 徒單恭(斜也)
 吾里補
 海陵
 女 × 光英
 查刺
 某

六、徒單克寧家(金史 二卷 九 徒單克寧傳)

徒單況者——蒲甲——瀧王允成
 完^x顏希尹女——克寧——女^x

宗幹女嘉祥縣主

七、海陵嫡母家(金史 卷六 海陵嫡母徒單氏傳)

蒲帶——安持(女)
 女^x

白散(女)
 阿魯瓦(女)
 又察(女)

八、徒單公弼家(金史 卷二 徒單公弼傳)

府尹奴——公弼
 熙宗女^x 世宗女 息國公主

九、徒單四喜家(金史 卷二 徒單四喜傳)

哀宗^x
 女^x
 四喜

金室と通婚した徒單氏の家系にして現在知ることの出来るのは以上の七家であるが、これ等の諸家が相互に如何なる關係を持つてゐたかは遺憾ながらこれ以上求めることが出来ぬ。たゞ以上の諸家の多くが、恐らく互に姻戚であつたであらうことは想像に難くない。

さて右の諸家の内、第一の昭祖威順皇后家に就ては不明であるが、第二の徒單思忠家の家

遼末に於ける金室完顔家の通婚形態

系はやゝ古くまで辿ることが出来る。即ち思忠の曾祖賽補は太祖に従つて遼を伐ち、臨潢の渾河で戦死したと云ふ。然らばこの家族が建國前より金室を支持したことは明かである。また第三の徒單釋家も古くから金室と關係を持つてゐた。釋家は曾祖父の照より釋に至る四代の間相次で公主と尙してゐるが、祖父の撒合邁が國初の功によつて隆安路合扎謀克奪古阿隣猛安を授けられたと云ふ點から考へると、曾祖父の照が金室と婚したのは、それより更に古く、これが建國前であつた事は確實である。第四の顯宗孝懿皇后家は名家である。即ち皇后の曾祖父抄は國初功を以て猛安を授けられ、祖父の婆廬火は開府儀同三司を受け、又父の貞は御史大夫にまで達してゐる。後ち宣宗の時、尙書右丞となつた銘は貞の孫孝懿皇后の甥に外ならぬ。

第五の徒單恭家の出自は明かでないが、恭の女が海陵の妃となつたので、海陵王の世、彼は平章政事として勢威を振つた。外戚たる彼が如何に專横であつたかは彼の傳に、

未幾拜平章政事。海陵獵於胡刺渾水斜也編立圍場。凡平日不相能者輒杖之。海陵謂宰相曰、斜也爲相朕非私之。今聞軍國大事、凡斜也所言、卿等一無取。豈千慮無一得乎。他宰相無以對。溫都思忠舉數事對曰、某事本當如此、斜也輒以爲如彼、皆妄生異議、不達事宜。臣逮事康宗、累朝宰相未嘗有如斜也專恣者。海陵默然。

とあるのによつて明らかである。彼は後ち太保領三省事となり、更に太師に進み、その位人臣を極めた。惟ふに「累朝宰相未嘗有如斜也專恣者」と稱された程の彼の專權も、甚く所は父

祖以來の通婚家たる家柄によつたのであらう。第六の徒單克寧家も亦名家と云はねばならぬ。克寧の父況者は汾陽軍節度使に達し、彼の兄蒲甲も判大宗正事となつてゐる。さうして克寧は世宗の時代に至つて宰相の位に昇り、大定二十六年には太尉左丞相に達し、彼の女は世宗の王子潘王允成に嫁す等、當時は正に徒單一門の長者たるの觀を呈した。尙第七の海陵の嫡母家の家系は明らかでないが、第八の徒單公弼の父府尹奴は武定軍節度使に達し、彼自身も宣宗の貞祐初年右丞相に任ぜられてゐる。

かくの如く、徒單氏は早くより金室と密接なる關係を持ち、また昭祖威順皇后家、徒單思忠家、徒單釋家の如く、建國前より通婚の事實の知られてゐる場合が多い。さうして兩族の通婚は金史二卷〇世戚列傳序語に「金昭祖娶徒單氏后妃之族自此始見」と記されてゐる如く、少くとも最も早期から行はれてゐた様である。しかも建國後の通婚事實に至つては他の如何なる氏姓よりも多い。かゝる現象より推すと、金室と徒單氏との通婚關係は單に建國前より存してゐたと云ふのみではなく、年代的にもまた實質的にも、何れの諸部よりも密接であつたと稱することが出来る。同時に通婚した徒單氏が前述の如く金室の根據地に近く、且つ政治的にも親密なるものがあつた事は、特に深く留意する必要がある。

第三 蒲察氏 金の建國前、蒲察部の活動を傳へた記事は比較的多く、これを列擧すれば左の如くである。

七蒲察胡蓋、案出澗水人。(金史一卷八同上傳)

八蒲察幹論、上京益速河人。(金史六卷八同上傳)

九蒲察鼎壽、上京曷速河人。(金史二卷一〇同上傳)

この内第一の記事は景祖の時代、幹泚水蒲察氏以下の諸氏が金室に來歸したことを傳へたものであるが、幹泚水の位置は明かでない。第二第三の記事は世祖時代に起つた桓赧兄弟の動亂に關聯したもので、前者は桓赧兄弟に附した蒲察氏撒骨出、後者は世祖に附した蒲察氏沙祗字董に關することである。さて第二の史料によると、その後桓赧兄弟は世祖に降つたが桓赧と共に世祖に抵抗した蒲察氏撒骨出はなほ阿魯紺出村に據つて和を肯んじなかつたと見える。金史桓赧兄弟傳には、これより先き、世祖の弟肅宗が幹魯紺出水に於て桓赧兄弟軍と戰つて破れ、匹古敦水蜚克圖河以北を失つたとあるが、幹魯紺出と阿魯紺出とが同一語であることは確實であるから、阿魯紺出村とは幹魯紺出河の流域にあつた一部落と云ふこととなる。さて幹魯紺出河の位置に就ては先づ匹古敦水に近接した一河であることが推想される。⁽⁹⁾或は今の阿勒楚喀河、當時の按出虎水の同名異字かとも思はれるが、然し同じ戰聞に關する記載の内に安尤虎水と明記されてゐる場合も見えるから、それはさうではあるまい。今、宣統己酉の賓州府政書⁽¹⁰⁾に附せられた地圖を見ると、蜚克圖水の東、方程近くに烏爾河なる一河が見える。十萬分一地形圖、賓州圖幅に滿井の東を流れ、東江沿附近にて松花江に流入するものがそれに當る。金史の幹魯紺出水は恐らくそれであらう。⁽¹¹⁾さすれば、

一部の蒲察氏は金室と程近い烏魯河の流域に住してゐたのである。第三の史料に見え世祖に附した蒲察氏沙祗勃堇の住地も、これと程遠からぬ所であつたと思はれる。尙桓被兄弟の亂は金室にとつては容易ならぬ大亂であつたが、然しこれは完顔氏内の内争と認むべき性質のものであつたから、以上の兩蒲察家は、完顔氏全體として見れば、共に親しい關係に立つてゐたとしなければならぬ。第四は更にこれと關係のある烏春、臘醜、麻產等の亂に關するものである。溫都烏春はその初め完顔氏に屬してゐたが、完顔氏の盈哥世祖と跋黒とが相分れて抗争するや、活刺渾水(呼蘭河)紇石烈氏臘醜麻產兄弟等と共に跋黒に附して世祖を攻めた。彼は根據地を胡里甸(今の三姓方面)に置き、臘醜等と共に世祖の軍と戦ひ、互に勝敗があつたが、最後に敗れてゐる。その結果烏春の率ゐた姑里甸の兵は凡て世祖の得る所となつたから、彼は斜鉢勃堇等を遣つて、その地方を招撫せしめた。然しこれは效を奏さず、却つて附近に在つた蒲察部故石跋石等に奪はれたと云ふのである。然らば、また姑里甸近傍にも蒲察氏の住したことが明瞭となる。さうしてこの地方の蒲察氏は金室と親密なる關係に在つたとは云へないまでも、決して敵對的な關係には立つてゐなかつたと思はれる。第五は穆宗の時の留可の亂に就て述べたものである。留可は圖們江琿春河合流點方面の烏古論氏の人であるが、この時彼と共に完顔氏の勢力の南下に抗して立つたのは、凡てこの方面の諸氏族であつたから、留可の一黨の内に蒲察氏があつたとすれば、それは必ず間島方面の蒲察氏でなければならぬ。第六の穆宗の時、遼使と共に阿疎城に來つた蒲察氏の兩字

董の素性は不明である。尙第七第八第九の三例の内上京益速河及び上京曷速河の位置は不明であるが、第七の案出澥水は按出虎水であるから、蒲察氏の或るものは金室の本據に接近した地方にも住してゐたのである。

以上要するに蒲察氏は遼代に於て金室の本據に近い韓魯紺出水(烏爾河案出澥水(阿什河)方面に住するもの多く、また胡里甸(三姓)の方面にも、更に遠くは統門水(豆滿江)の地方にも住したことが知られた。さうしてこれ等の内、金室の本據に近い諸氏は、早くから金室と密接なる交渉を持つてゐた様である。

轉じて金室と通婚せる諸家に就て考察を進める。蒲察氏にして金室と婚を結び、その事の今に傳はるものは肅宗靖宣皇后家、蒲察石家、睿宗欽慈皇后家、蒲察鼎壽家、蒲察阿虎迭家、蒲察沒里野家、蒲察通家とその數は多い。然しその出身地の知り得るものは蒲察石家奴家が「世、案出虎水に居した」とあるのと、蒲察鼎壽家が「上京曷速河人」である外、明かでない。案出虎水は云ふまでもなく金室の根據地である。蒲察氏の内、重要なる通婚家であつた石家奴家が、かくの如く金室の本據と近かつた事は、通婚家の性質を指示するものとして極めて注意を要する。蒲察鼎壽家の住した上京曷速河の如きも、恐らく按出虎水に近い一河であつたであらう。同様に他の諸家も亦必ず金室の本據に近い地に居住したものと信ぜられる。唐括氏及び徒單氏、或は後に述べる烏古論氏と同様に、金室と通婚した蒲察氏も亦、完顔家と地域的政治的に關係が深かつたのである。

次に通婚家の簡單なる家譜を擧げて通婚の状態に就て考へたい。

一、肅宗靖宜皇后家金史三卷六 同上傳 不明

二、蒲察石家奴家金史二卷一〇 同上傳

斛魯短——□——石家奴
世祖の孫* 太祖女

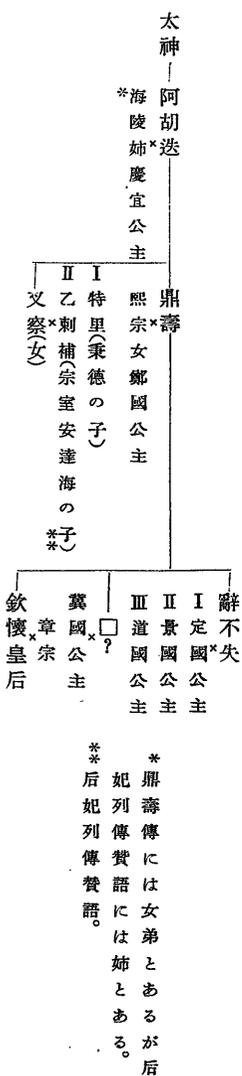
* 昭祖の孫の隄りであらう。

三、睿宗欽慈皇后家金史四卷六 同上傳

賽補——蒲刺——按補*
太祖妹 欽慈皇后
莎魯窩

* 按補は二の蒲察石家奴家の不明の人物(石家奴の父)に相當すると推定されるのであるが明確ではない。

四、蒲察鼎壽家金史二卷一〇 同上傳。同史四卷六 章宗欽懷皇后傳



五、蒲察阿虎迭家金史二卷一〇 同上傳。同史八卷六 胙王元傳

阿虎迭

宗峻三子、查刺* 女

* 胙王元傳によると、查刺の婚の父である阿虎特は皇統七年四月に左副點檢であつたと見えて居る。

I 海陵姉遼國長公主迪鉢
II 鄧國長公主崔哥

六、蒲察沒里野家(金史卷六 昭妃阿里虎傳)

I 阿虎迭(宗盤の子)

II 南家

III 海陵

沒里野——阿里虎女

宗室女

七、蒲察通家(金史卷九 同上傳)

通——蒲速烈

衛國公主

蒲察氏に就ては以上の七家が知られてゐるが、然し徒單氏の場合と同様、蒲察氏相互の關係はこれ以上明かでない。然し、更に互に血縁的關係によつて結ばれてゐたものも少くなかつたであらう事は自から察せられる。

第一の石家奴家に關する世戚列傳の記載には疑問がある。世戚列傳によると石家奴の祖、斛魯短は世祖の外孫となつてゐる。然らば即ち斛魯短の父が世祖の女と婚したか、或ひは斛魯短が世祖の孫を娶つたと解さねばならぬ。然し彼は景祖世祖の時代に起つた桓赧兄弟の變亂に活動してゐるのであるし、又孫の石家奴が太祖の女を娶つてゐるのであるか

蒲察阿虎迭は、皇統三年に右副點檢、同五年、賀正且使として宋に使し、次で左副點檢に轉じてゐるか
ら阿虎特と阿虎迭は同一人と認められる。

ら、彼自身世祖と世代を同じうしてゐる譯である。然る當人が、世祖の孫と婚するが如きはあり得べくもなからう。故にこゝに世祖とあるのは必ず昭祖の誤りに違ひない。然りとすれば蒲察氏も亦徒單唐括烏古論等の諸氏と共に古くより完顔氏と密接なる關係があつたのである。第三の睿宗欽慈皇后家に在つては後の父按補が太祖の妹を娶つてゐるから、代々通婚家であつたことが解る。尙、欽懷皇后家と金室との關係は、



となり父系の cross cousin の形態を取つてゐることに注意する必要がある。

第四の蒲察鼎壽家は上京路曷速河の出身、祖の太神は國初に功あつて光祿大夫となり、父の阿胡迭は特進を授けられ、鼎壽は河間尹に達した。さうして彼の長子辭不失は公主と婚し、また女は章宗の后となつてゐる。彼の傳によると、かゝる寵遇を敘して、鼎壽既世連姻戚女爲皇后、長子辭不失凡三尙定國、景國、道國、公主、其寵遇如此、未嘗以富貴驕人、當時以爲外戚之冠云と見える。蒲察氏が如何に金室と密接なる關係に在つたか、思ひ半ばに過ぎるものがある。次に第四の蒲察阿虎迭は第三の鼎壽の父阿胡迭と同一人と思はれる。阿胡迭と阿虎迭は全く同音であり、且つ共に海陵の姉を娶つてゐるからである。たゞ一方は慶宜公主とあり、他方は遼國長公主迪鉢とある點、及び阿虎迭は正隆年間に、特進楚國公を、阿胡迭は

「至特進贈司徒譙國公」とある點が兩者の同一人であると云ふ推定を妨げる。然し鼎壽傳に見える阿胡迭の勳爵は鼎壽の女が章宗の皇后となつて後追進されたものであるから、海陵の時代には楚國公であつたと考へても差支へなからう。然らば兩者は同一人と云ふことになるのである。若しもこの推定にして誤りないとなれば、鼎壽の家系は、



となり、更に一層金室と密接なる關係を持つたこととなる。但し確證がないので分けて二となした。

第六の駙馬蒲察沒里野及び第七の通の家系は明かでない。然し、通は世宗の時代、殿前都點檢、尙書右丞、左丞を歴任して平章政事に達し、又彼の子は衛國公主に尙したのであるから、通家も亦外戚中の名家であつたと云はねばならぬ。

これを要するに蒲察氏も亦唐括氏、徒單氏等と同じく建國前早くより金室と通婚してゐたのであるが、然し通婚したのは凡ての蒲察氏と云ふ譯ではなく、金室の本據に近く且つ政治的にも親密な家系に限られてゐたのである。恐らく案出虎水に居を占めてゐた蒲察石家奴家の如き、通婚家の中心をなしてゐたのであらう。更に建國後に至ると通婚は益々盛に行はれた。我々はそれが代表的一族として蒲察鼎壽家を擧げる事が出来る。

尙金史 ○卷一完顏伯嘉傳を見ると左の如き記載がある。

〔右副元帥蒲察阿里不孫與其妻妹前韓州刺史合喜男婦紇石烈氏及僕婢三人僦民舍居止。合喜母徒單氏聞之、捕執紇石烈斷其髮、拘之佛寺中。〕

これは貞祐四年十月、戦はずして敗れた金軍の右副元帥蒲察阿里不孫の逃亡の醜狀を傳へたものであるが、これによつて金末蒲察氏が紇石烈氏と通婚したのが解る。これを表示すれば左の如くである。



然らば蒲察氏は完顔氏の他にも紇石烈氏と婚したことになる。さうして紇石烈氏と完顔氏とは通婚家であるから、右の事實は廣義の族内婚的な形態を示し、頗る興味が深い。然しこの一例でそれと決定するのは早過ぎるし、また右の史料は金末のことを傳へたものであるから、建國前に於てもその通りであつたか否かは明瞭でない。金の建國以後通婚形態の如きも相當激しく變遷したと考へられるからである。ともあれ注意すべき一資料である。

第四 烏古論氏 建國前に於ける烏古論部の活動を傳へたものとしては左の四史料を擧げうる。

一、烏春窩謀罕據活刺渾水。呼蘭河世祖既許之降、遂還軍。於是騷臘勃堇、富者撻懶。烏古論部觀勝負。

不助軍。而騷臘撻懶先曾與臘醅麻產合。世祖欲因軍還而遂滅之。馳馬前進。撻懶者貞惠皇后之弟也。歡都下馬執轡而諫曰。獨不念愛弟蒲陽溫宗。與弟婦乎。世祖感其言遂止。(金史六卷)

八 歡都傳

二、及烏春窩謀罕等爲難。故臘醅兄弟統○活刺渾水 統○石烈部。乘此際結陶溫水之民。浸不可制。其同里有避之者。徙於莎罕村野。居女直中。臘醅怒將攻之。乃約烏古論部騷臘勃董。富者撻懶胡什滿勃董。海羅勃董。幹苗火勃董。……(金史七卷六 臘醅麻產傳)

三、留可統門渾蠢水合流之地。烏古論部人忽沙渾勃董之子也。間誘奧純塔塔兩部之民作亂。敵庫德古○論 古○烏 古○統 古○石 古○烈皆叛。(金史七卷六 留可傳)

統門渾蠢水之交。烏古論部留可詐都與蘇濱水烏古論敵庫德起兵于米里迷石罕城。三○年 穆八

月。(金史一卷 世紀)

四、初溫都部跋忒殺唐括部跋葛穆宗命太祖伐之。……與烏古論部兵沿土溫水過末鄰鄉。追及跋忒於阿斯溫山北濼之間殺之。(金史二卷 太祖本紀)

其他單に烏古論氏の住地を示したものとしては次の三例がある。

五、烏古論粘沒曷：上京胡刺溫屯人。(金史二卷 一〇 同傳)

六、烏古論元忠：上京獨拔古人。(金史二卷 一〇 同傳)

七、烏古論三合、曷懶路愛也窟河人。後徙真定。(金史二卷 八 同傳)

第一の記事は世祖と彼に抗した烏春窩謀罕軍との戦闘に就て述べたものである。この

時烏古論氏驍臘勃堇、富者撻懶等は形勢を觀望し世祖を援助しようとしなかつたので、動亂が落著を告げると世祖は怒つて彼等を討滅しようとして企てた。第一の史料によると、烏春等も活刺渾水、今の呼蘭河に據り、また第二の史料によると烏春と行を共にした臘酷麻産兄弟も活刺渾水、紇石烈部であつたから、これ等を援けたと云ふ烏古論氏の諸孛堇の住地も必ず活刺渾水附近であつたに違ひない。しかも右の烏古論氏の富者撻懶が穆宗の後弟であると云ふのであるから、金室と本族との間には通婚關係が存したのである。かくの如く活刺渾水(呼蘭河)附近には烏古論氏が住し、本氏は烏春窩謀罕の亂の時、世祖家に協力しなかつた。然し前にも述べた如く、烏春の亂は金室の内争に端を發したものであつたから、右の烏古論氏が世祖側に附かなかつたからと云つて、これが直に完顔氏全體に對する敵對行爲と斷ずる譯には行かぬ。否これ等の諸氏は完顔氏全體から見れば寧ろ親しい關係に立つてゐたと云はねばならぬ。さればこそ古くより烏古論氏と、金室との間に通婚が行はれてゐたのである。第三は穆宗時代に起つた留可の亂に關するものである。即ち統門、今の豆滿江渾(今の瑋春河)兩河合流點附近の烏古論氏の留可は、蘇濱水(今の綏芬河)烏古論氏の敵庫德等と語り、兵を擧げて完顔氏の南下に抗したと云ふ。然らば今の間島及び綏芬河方面には烏古論氏の根據地があり、これと金室とは敵對關係にあつたことが解る。又第四の烏古論氏は穆宗と共に溫都氏跋忒を討伐したと見えてゐるから、本氏が金室の味方であつたことは明らかである。若しも太祖が跋忒討伐の途すがら烏古論氏の兵を徵し、松花江に沿つて

土温水今の吞河)方面に至つたのであるとすれば、こゝに見える烏古論氏は矢張活刺渾水呼蘭河)附近のものではなかつたであらうか。尙第五に烏古論粘沒曷が上京胡刺温屯人とあるのは胡刺温即ち活刺渾水附近に烏古論氏が住してゐたことを、更に確實ならしめる。又第六に烏古論元忠家が住したとある上京獨拔古もその方面と思はれる。これに反し第七に烏古論三合が曷懶路愛也窟河(豆滿江の上流)人⁽¹⁶⁾とあるのは、彼が遠く間島方面の烏古論氏一派である事を窺はしめる。

これを要するに建國前に於ける烏古論氏の住地としては松花江北呼蘭河方面と、豆滿江綏芬河方面との二つを擧げることが出来る。前者は金室と近く、後者はそれより遠い。さうして後者が穆宗時代に至るまで金室と大して交渉を持たなかつたのに對し、前者は古くよりそれと密接な關係に立つてゐたのである。然らば、金室と通婚を行つたのは兩者共か、或はその内の何れかであつたであらうか。

烏古論氏にして金室と婚を結んだものとしては穆宗貞惠皇后家、烏古論粘沒曷家、烏古論元忠家及び烏古論蒲魯虎家の四家が知られてゐるが、それ等の内住地の解るのは初の三家である。即ち一の穆宗貞惠皇后家は既掲の史料第一第二によつて明らかになく、活刺渾水即ち呼蘭河附近の烏古論氏であり、二の粘沒曷家も史料第五によると同じく呼蘭河出身、更に史料第六によると三の元忠家も亦その附近である。恐らく残る一家、烏古論蒲魯虎家も亦呼蘭河方面の烏古論氏であつたと思はれる。これを以て見れば、金室と婚を通じた烏古

論氏は遠き間島方面のものではなく、兩者互に近く且つ密接な關係を結んでゐた呼蘭河方面のそれであつたのである。

次に通婚家の略系譜を擧げ尙二三の點に就て考へる。

一、穆宗貞惠皇后家。

不明

二、烏古論元忠家金史二卷一〇同傳。同史四卷八張景仁傳。同史五卷八永中傳

訛論

元忠訛里也

誼雄名

畢國公主(太祖女)

魯國大長公主(世宗長女)

II 薛國公主(顯宗長女)

三、烏古論蒲魯虎家金史二卷一〇同傳

當海—蒲魯虎

昭寧公主什古宗望女

四、烏古論粘沒曷家金史二卷一〇同傳

喚端—歡靚

粘沒曷

公說

冀國長公主(容宗女)宗望女

第一の穆宗貞惠皇后家は不明であるが、第二の烏古論元忠家は名家である。即ち元忠の父は太祖の女と婚し、彼自身は世宗の長女と尙し、また彼の子の誼は海陵の女及び顯宗の長女を娶つたのみか、元忠は世宗の時代平章政事を経て右丞相に進み、誼は章宗の時代元帥左監軍を経て御史大夫にまで達した。第三の蒲魯虎の父當海は、國初有功と見え、建國當時の活

動が偲ばれるが、宗望の女を娶つた彼は汾陽軍節度使を経て太子詹事で終つてゐる。第四の粘沒曷の祖父喚端は伐遼の役に功多く、彼自身はまた興平軍節度使等を経て廣寧尹にまで達してゐる。

活刺渾水鳥古論氏にして金室と通婚した家系は以上の如くであるが、これ等の諸家は穆宗貞惠皇后家を除く外、凡て建國後の通婚にかゝり、また通婚の度合は建國後に於ても前に挙げた三家の如く頻繁でない。これを以て見れば、金室と鳥古論氏との通婚關係は建國前より結ばれてはゐたが前の三家の如く緊密ではなかつた様である。本氏が建國後通婚家として比較的振はなかつたのは、後に述べる紇石烈氏の場合の如く、世祖時代、一度、金室に抗したことが禍したものと考えられる。

尙金史^{三卷}一烈女傳鳥古論氏條には、

鳥古論氏伯祥之妹、臨洮總管陀滿胡土門之妻也。

と見える。これによると鳥古論氏が陀滿氏と通婚した場合も存するのであるが、右は種々の秩序の亂れた金末のことにかゝり、これが果して建國以前よりの舊慣であつたか否か、知るべくもない。たゞ參考として挙げたに過ぎぬ。

第五 紇石烈氏 建國前の紇石烈氏の活動を傳へた史料は比較的多い。

一、臘酷麻產兄弟者活刺渾水訶鄰紇石烈部人。兄弟七人素有名聲。人推服之。及烏春窩謀罕等

爲難。故臘酷兄弟乘此際結陶溫水民浸不可制。(金史^{七卷}六 臘酷麻產傳)

會活刺渾水紇石烈部臘酷麻產起兵。(金史^{七卷}六 石顯傳)

二、太祖嘗宴紇石烈部活离罕家^{○世祖}散步門外高阜使衆射之皆不能至太祖一發過之度所

至踰三百二十步。(金史^{二卷}太祖本紀)

三、會陶溫水徒籠古水紇石烈部阿閣版及石魯阻五國鷹路^{○穆宗時}。(金史^{一卷}世紀)

四、鈍恩阿里民忒石水紇石烈部人父納根涅。(金史^{七卷}六 鈍恩傳)

五、阿疎星顯水紇石烈部人：穆宗嗣節度聞阿疎有異志：遂同部毛睹祿勃董等起兵。(金

史^{七卷}六 阿疎傳)

更にその居住地のみ示せるものとしては左の三例がある。

六、紇石烈胡刺：晦發川噉敦河人。(金史^{二卷}八 同傳)

七、紇石烈志寧：上京胡塔安人。(金史^{七卷}八 同傳)

八、紇石烈良弼：回怕川人也。(金史^{八卷}八 同傳)

第一は世祖と活刺渾水紇石烈氏臘酷麻產兄弟との争戦に關するものであつて、これによると活刺渾水、即ち呼蘭河流域には有力な紇石烈氏の居住したことが解る。尙臘酷麻產兄弟の亂は跋黑、烏春等の亂によつて引き起された派生的な争亂である。故に跋黑、烏春等の亂が完顔家の内争の發展したものと認められる限り、臘酷兄弟の一族、即ち活刺渾水紇石烈氏は、必しも完顔家全體に對して敵對行動を取つたとは斷じ難い様である。第二の史料に見

え、世祖の時太祖が訪れたと云ふ、紇石烈氏活离罕家も亦、金室の本據と甚だ近かつたことは明らかである。これも恐らく活刺渾水、紇石烈氏即ち今の呼蘭河流域のそれに違ひない。第三の陶温水、徒籠古水、紇石烈氏阿閼版及び石魯の住地は松花江の下流域である。陶温水は去ふまでもなく今の湯河附近で松花江に流入する屯河であり、また徒籠古水はその北方で江に入る多隴烏河であらう。¹⁷⁾ 彼等はこの附近にあつて五國部の鷹路遼へ出す海東を阻んだと云ふのであるから、この推測は確認されてもよからう。金室の根據地からやゝ遠いこの方面の紇石烈氏は、金室と粗遠の關係にあつた様である。第四の阿里民忒石水、紇石烈氏の阿里民忒石水は、阿里門河に違ひない。阿里門河の名は金史一巻七 婆盧火傳にも見えるが、更に同史二巻八 烏古論三合傳には三合の子大興が、河北西路愛也窟河世襲猛安阿里門河謀克を授けられたとある。これは彼が愛也窟河方面よりの移住戸中の阿里門河集團の長となつたことを意味する。即ち阿里門河集團は愛也窟河集團中の一部である。随つて阿里門河は愛也窟河の一支流と考へられるが、後者は豆滿江の中流に注ぐ嘎呀河と思はれるから、随つて前者もその附近としなければならぬ。かくて豆滿江の上流域方面に紇石烈氏の住したことが明かとなる。さうして鈍思傳の記載によると、この氏は穆宗の頃、金室に服しはしたが、その後、叛服常なかつた様である。第五例に見える星顯水、紇石烈氏阿疎の住地が、今の間島を洗ふ布爾哈圖河であることは明らかであるから、第四例と併せ、間島方面にも有力な紇石烈氏の住したことが解らう。尙星顯水、紇石烈氏の阿疎は一度、金室に服したが、

その後また叛し、遂に太祖阿骨打の叛遼舉兵の口實となつた人物である。

更に第六第七第八の史料によると、紇石烈氏は晦發川、噠敦河、上京胡塔安、回怕川等に居住した。晦發川及び回怕川は輝發河、噠敦河は吉林の西南で松花江に流入する溫特河に當る。然らば松花江上流、輝發河方面にも紇石烈氏の一集團が住したのである。また上京胡塔安は、必ず上京忽土皚或は胡土愛に當り、現在大金得勝勝陀碑の存する拉林河口に近い吉林省石碑崴子であらう。忽土皚とは女真語勝利或は「福を得たる」の意であつて、漢語得勝陀はその意譯である。拉林河口と呼蘭河口とはさまで遠くはないから、或は呼蘭河地方の紇石烈氏の勢力がこの方面にまで伸びてゐたと見ても宜しからう。

要するに建國前の紇石烈氏の集團的居住地は(一)今の呼蘭河流域、(二)松花江下流屯河方面、(三)松花江上流、輝發河地方、(四)間島豆滿江流域等である。この内一は金室の本據に最も近く、二、三は次第に距り、四は最も遠い。さうして最も近い呼蘭河流域の紇石烈氏は、金室と積極的に親密な關係を有したが、距離の遠い他の三地方の紇石烈氏は、後に至るまで無關係であつたか、或は敵對關係に立つてゐた様である。

次に金室と婚を通じた紇石烈氏の本地を尋ねると、これが知られるのは紇石烈志寧家一家に止る。志寧家の本地は第七の史料に擧げた上京胡塔安であり、これは拉林河口に近い石碑崴子と想定される。然らば金室と通婚を行つた紇石烈氏も亦金室の本據に近かつたのである。

最後に通婚家の略家譜を掲げ、以て金室との關係を考へよう。

一、太祖欽憲皇后家 不明

二、紇石烈志寧家金史卷七八同傳

韓赤——□——□——□——撒八——志寧——諸神奴

永安縣主宗弼女——世宗第十四女

第二の紇石烈志寧家は彼の傳によれば、五代の祖韓赤の時代から、與國家世爲甥舅とある。五世の祖とあるのは、金室との關係を、殊さら親密に見せかけようとして作られた傳承であるにしても、彼の父撒八が海陵の時代、東平尹、開遠軍節度使等となり、また秦州路顔河世襲謀克を授けられてゐる所から見ると、祖の韓赤が建國前の人物であつたことは明かである。さすれば呼蘭方面の紇石烈氏と金室との通婚關係は相當古くまで溯ることが出来るであらう。志寧の如きも世戚としての關係か、昇進は頗る早く、海陵の時代に兵部尙書、開封尹等を歴任し、世宗の大定九年には右丞相にまで達してゐる。尙第一の太祖欽憲皇后は前述の如く太祖の正室ではないが、然し彼女も志寧家より出たのではないかと想像される。要するに上京胡塔安の紇石烈家と、金室との通婚は建國前より行はれたと認められる。然し通婚家としての紇石烈家の勢力は、建國前に於ても後に在つても左程大ではなく、寧ろ不振に近かつた様である。或は烏古論氏の場合の如く、世祖時代に勃發した呼蘭河紇石烈氏の臘醅麻産兄弟の亂が禍根を將來に遺したのではあるまいか。

第六、拏懶氏 金史^{三卷六}后妃列傳世祖翼簡皇后傳^八を見ると、

世祖簡翼皇后拏懶氏。大安元年癸酉歲卒。天會十五年追諡^三。

とあり、世祖劼里鉢の后が拏懶氏の出であつたとある。拏懶氏に關しては、その活動とか通婚とかはもとより、氏姓に就ても右の一例を除いて全く見ることが出來ぬ。若しもこの氏が金室の正式の通婚家であつたとするならば、その後も繁簡の差こそあれ、引續いて通婚の行はれるべき筈であるのに、このことの全く存しないのは、先づ不可思議の觀を抱かせる。

次に金史^{五卷五}百官志尙書戶部條には金代に存した百餘の女真族の氏姓が列擧してあるが、こゝにも拏懶なる氏姓は見當らぬ。拏懶なる氏姓が果して存したのであるか否か、疑はしいと云はねばならぬ。また大金集禮^{三卷}追加諡號條には、天會十四年奉上祖宗諡號の追冊文が載せてあるが、これにも世祖の妃を翼簡皇后に追諡したところを見えられ、皇后が拏懶氏の出であると記るされて居らぬ。金史后妃列傳に、世祖の后を拏懶氏としたのは何を根據としたか明らかでない。これを以て見れば拏懶なる氏族の存在は一應疑ふべく、隨つて金史后妃列傳の記載は誤りでないかと思はれる。

たゞ三朝北盟會編^{三卷}重和二年正月十一日條には女真に關する詳細なる記載があつて、その内に女眞の氏姓を擧げた左の一節がある。

其姓氏則曰完顔謂王、赤盞謂張、那懶謂高、

氏姓はその他二十八程見えてゐる。さうしてこれによると那懶と云ふ氏姓のあつたこと

がわかる。那懶と拏懶とはその音頗る近い。また元人陶宗儀の南村輟耕錄にも女眞の氏姓三十一が記るされ、その内の一に「納刺曰康」と見える。納刺なる音も亦拏懶のそれと類似する。かくて、金史の拏懶が、北盟會編の那懶輟耕錄の納刺であるとすれば拏懶なる氏姓は存したることとなる。金史百官志尙書戸部條に見える百餘の女眞氏姓の内に納蘭なる姓が見えるが、建國前の拏懶は或はそれに當るのではあるまいか。今一步を譲り、右の假定を認めるとすれば、拏懶氏は建國後も納蘭氏なる稱の下に存続した譯となるが、然し金室と納蘭氏と通婚した事實は全く見えぬ。拏懶氏に關する限り通婚の記録は依然として世祖翼簡皇后一例に止るのである。よつて通婚家としての拏懶氏に關する疑問は些かも減少しない。かくて余はこの氏を金室の通婚家と認めることを躊躇するが、たゞこれに關し考へうる三つの場合を擧げ、以て考察を終ることとしたい。

一、拏懶氏なる氏族稱が何等かの誤りと認める。この場合何の問題もない。

二、世祖翼簡皇后が拏懶氏の出であるとすることを認める。その場合、若しも金室に族内婚的通婚グループが存し、拏懶氏もその内に含まれてゐたとすれば、兩者の通婚は相當頻繁な筈である。然るに右の事實は認められぬからこの氏は通婚グループに屬さなかつたに違ひない。然りとすれば拏懶氏は正室ではなく、實際には世祖の次室であつたと考へられるが、追諡の際、何等かの理由で正室とされたのであらう。

三、二に同じく拏懶氏の出と認める。さうして若し拏懶氏が世祖の正室であつたとすれば、

その頃の女真社會には通婚グループと云ふが如きものは存せず、各氏は互に地域的政治的理由によつてのみ通婚してゐたこととなる。然し、かゝる場合が存したと云つても、孛羅氏の實勢力が極めて弱かつたことは、この氏が後世全く現はれないことによつても按ぜられる。

右の三つの場合、ことに後の二つの問題に關しては、次章に於て觸れる所があらう。

第七 烏林苔氏 建國前の烏林苔氏の活動を傳へた史料としては次の三例が存する。

一、石顯孩懶水烏林苔部人(金史七卷六)同傳

是時祖○景鄰部雖稍從、孩懶水烏林苔部石顯尙拒阻不服。攻之不克。(金史一卷世紀)

臘酷得姑里甸兵百十有七人、據暮稜水守險。石顯子婆諸刊亦在其中。(金史一卷世紀)

二世祖講○窩謀罕との使烏林苔故德黑勃董往の許窩謀罕受所遣亡者。(金史七卷六)烏春傳

三、穆宗許○穆宗七年阿疎城を守る勅者使烏林苔石魯往佐勅者戒之曰。(金史一卷世紀)同七卷六

阿疎傳

第一は景祖世祖の時代、激しく金室に抗した孩懶水烏林苔氏、石顯に關するものであり、後の二つは世祖穆宗の時代、完顔氏に屬して活動した烏林苔氏のことを傳へた記事である。この内、後の兩者の居住地は明らかでないが、第一の孩懶水は今の寧安の北方に於て牡丹江に流入する海蘭河に比定せられてゐる。(註)然りとすれば景祖世祖の時代、烏林苔氏の一部は今

の寧安の方面に居を占めたのである。

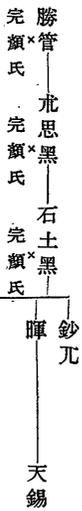
然らば金室と通婚せる烏林荅氏の住地は如何。これに就ては世宗昭德皇后家に就て左の如き興味深い事實が知られる。

世宗昭德皇后烏林荅氏其先居海羅伊河世爲烏林荅部長率部族來歸居上京與本朝爲婚姻家。(金史四卷六同傳)

これによると世宗昭德皇后家はその先海羅伊河の烏林荅氏の酋長であつたが、後完顔氏に來歸し爾來金室と婚を通じたと云ふ。惟ふに海羅伊河は今の海蘭河であり従つて孩懶水のことには違ひない。然らば海羅伊河烏林荅氏は石顯の本部である孩懶水烏林荅氏に外ならなかつたのである。孩懶水烏林荅氏の一部は石顯の亂後金室に服屬し按出虎水附近に居を移して金室と通婚する様になつたのであらう。繰返して云ふが舊の孩懶水烏林荅氏が金室と通婚するに至つたのは全く彼等が金室の本據へ居を移した結果であつてこの事は通婚家の性質上特に注意しなければならぬ事柄である。兩氏が通婚を初めたのは恐らく世祖より以後のことと思はれる。

次に通婚家の略系譜を擧げ兩氏の關係を尋ねよう。

一、世宗昭德皇后家(金史四卷六世宗昭德皇后傳。同史二卷一〇烏林荅暉傳)



遼宋に於ける金室完顔家の通婚形態



二、烏林苔復家(金史二卷一〇同傳)

復
宛國公主(世宗七女)

三、烏林苔琳家(金史二卷一〇同傳)

琳
郟國公主

第一の世宗昭德皇后家は顯家であつて、康宗の時代命を奉じて屢、高麗に使した皇后の曾祖父勝管は當時既に完顔氏と婚を通じてゐるから、寧安方面から來歸した烏林苔氏と金室とは相當早くから通婚家となつてゐたのが知られる。その後祖父の朮思黑も、父の石土黑も完顔氏を娶つてゐるが、石土黑は太祖に従つて遼を伐ち、功を立てたと云ふ。彼は後ち東京留守となり、また皇后の兄、暉は、殿前都點檢を以て世を終つてゐる。章宗時代降陽軍節度使となつた烏林苔復、宣宗の時靜難軍節度使に達した烏林苔琳の家系は明らかではないが、或ひは昭德皇后家と同一の族ではなかつたかと思はれる。

この様に、按出虎方面へ移つた烏林苔氏は、早くより金室と婚を通じてゐたのであるが、本氏が外戚として勢威を持つ様になつたのは、疑ひもなく、この家から世宗の后を出して以後の事である。

第八 裴滿氏 裴滿氏に就て考へる。建國前の本氏の活動に就ては、世祖の軍と桓敝散達の軍との會戰に關して左の如き記載がある。

一、桓敝散達大會諸來攻過裴滿部。以其附於世祖也。縱火焚之。(金史一世紀)

於是○桓敝散達亂 婆多吐水裴滿部幹不勃董附於世祖。桓敝等縱火焚之。幹不死。(金史七卷六 桓敝散達傳)

二、裴滿胡喜牽大紫驢馬、以爲貳馬、馳至陣。(金史世紀)

これ等の史料に見える裴滿部は何れも金室の側に立つてゐる。さうして彼等の根據地は婆多吐水とある。世祖と桓敝兄弟との爭戰は何れも金室の本據の附近で行はれたから、こゝに記されてゐる婆多吐水は賓州府政書所載、賓州府全境地圖に見える擺渡河に當ると思はれる。

次に金史二卷一 裴滿達傳には、

裴滿達：：婆盧木部人。

とある。婆盧木部と云ふ部は存しないから、これは必ず婆盧木水の誤りに違ひない。さうして婆盧木は蒲盧買であり、蒲盧買水は擺渡河の對岸で江に注ぐ白楊木河(布雅密河)と推定されてゐるから、裴滿達は布雅密河附近に住してゐたことが解る。さすれば裴滿氏の居住地は一般に金室の本據に近く、しかも凡ね金室と密接なる關係を持つてゐたのである。

然らば金室と通婚を行つた裴滿氏にして居住地の知り得るものを求めると、それは前に

述べた婆盧木水の裴滿達家である。婆盧木水は布雅密河と想定されるから、これによつて通婚した裴滿家は金室と近接した地域に住してゐたのが解る。

次に通婚した裴滿家の略家譜を擧げる。

一、太祖光懿皇后家 不明

二、裴滿達家金史三卷六悼平皇后傳、同史九卷九徒單克寧傳、同史二卷一裴滿達傳

科也

—— 鶻沙

—— 達(忽撻)

忽土

照宗

女^x悼平皇后

裴滿氏にして金室と通婚した家系は右の二家に止るが、しかも第一の太祖光懿皇后は太祖の正后とは認め難いから、正式に通婚したのは第二の裴滿達家のみとなる。太祖の時より活動した達は、天眷元年、世襲猛安を授けられ、明年、皇后の父なるを以て太尉を拜し、會寧牧に任ぜられた。また子の忽土は、燕京留守に達してゐる。

かくの如く裴滿氏に就ては、建國後に關する右の一例しか知る事が出来ぬ。この事は裴滿氏が金室の通婚家として餘り重要な地位を保つてゐなかつた事を物語るものに外ならぬ。恐らく裴滿氏と金室との通婚が正式に取り決められたのは、建國後のことであらう。

第九 僕散氏 建國前に於ける僕散氏の活動の今に傳へたものはないが、たゞその頃の居住地を推測せしめるものとして以上の三史料がある。

一、僕散渾坦、蒲與路挾邁人。(金史二卷八 同傳)

二、僕散忠義、上京拔盧古人。(金史七卷八 同傳)

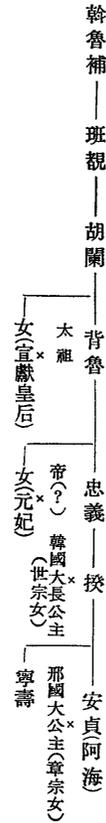
三、僕散師恭、上京老海達葛人。(金史三卷二 同傳)

第一の僕散渾坦家の居した蒲與路は松花江北の地方、第二の上京拔盧古は恐らく金史二卷八
顔蓋門都傳其他に見える隆州帕里干或は隆州琶离葛のことであらう。今、滿洲十萬分一、
五常堡圖幅を見ると、拉林河の支流忙牛河の中流北岸に八里崗と云ふ地が存する。隆州即
ち今の農安の管轄に屬する帕里干、琶离葛とは必ず此處に當ると思はれる。然らば僕散忠
義家の住した上京拔盧古河とは、金室の本據と程遠からぬ忙牛河中流の地方であつたので
ある。第三に僕散師恭家の出た上京老海達葛の地は不明であるが、恐らくこれも金室の居
住地の近傍ではなかつたであらうか。これ等三家の住地が建國前の状態を傳へたものと
確實には云ひ切れないのは遺憾であるが、若しも建國前より居住地に變化がなかつたとす
れば、僕散氏は古くから松花江北の地方、或ひは金室の本據の南方遠からざる、忙牛河の中流
地方に住したのである。

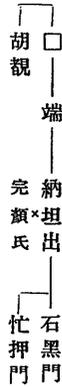
然らば金室と通婚した僕散氏にして、その本地の記るされてゐるものを尋ねると、これに
は第二に擧げた上京拔盧古河の僕散忠義家がある。拔盧古河は既述の如く忙牛河の中流
地方と思はれるから、通婚した僕散家は金室の本據から程遠からぬ地に住したことが解る。
ただ本家の住地が他の通婚諸家とやゝ方向を異にした點は一應留意しなければならぬ。

次に通婚僕散家の略家譜を擧げて、金室との關係の深淺を考へて見たい。

一、太祖宣獻皇后家。(金史^{卷八} 七 僕散忠義傳。同^{卷九} 三 僕散揆傳。同^{卷一〇} 二 僕散安貞傳)



二、僕散端家。(金史^{卷一〇} 一 同傳)



第一の太祖宣獻皇后は世宗の立つに及んで皇后に追冊されたのであつて、太祖の正后ではない。さうして僕散家と金室との通婚の行はれる様になつたのは比較的新らしく、金室が忙牛河中流方面の諸氏と密接なる關係を持つ様になつてからのことであらう。然し胡闌の女が太祖の側室となり宗輔睿宗を生んでから、僕散忠義家は頗る榮え、孫の忠義は世宗の世に左丞相兼都元帥に昇つて位人臣を極め忠義の子揆も章宗の時代平章政事右副元帥に達し、更に孫の安貞も宣宗の時左副元帥樞密副使に任ぜられた。同時に忠義の妹は某帝の元妃となり、揆は世宗の女韓國大長公主に、安貞は章宗の女に各尙してゐる。されば僕散忠義傳にはこの家の繁榮を述べて「漢唐以來、外家多縁恩戚以致富貴、又多不克其終、未有兼任將功名始終如忠義者」とあり、また僕散安貞傳にも「安貞典兵征伐嘗曰三世爲將道家所忌、自忠義揆至安貞凡三世大將焉」とも見える。第二の僕散端も宣宗の時代尙書左丞相兼都元帥に

まで達した名族である。恐らく宣獻皇后家(忠義家)の一族であらう。

要するに上京拔盧古水僕散氏と金室との通婚は比較的新しい時代に始まつたと思はれるが、後ち世宗家と特に密接なる關係を持つに及び、人材の輩出と相俟つて、この家は頗る榮えたのである。

第十 烏延氏 最後は海陵王の弟である衰の妻の場合の唯一例が存するに過ぎぬ烏延氏に就ても一應考察を進める。建國前の烏延氏の活動に就て傳へたものには左の如き史料がある。

一、世祖自將過烏紀嶺至窩謀海村。胡論加古部勝昆勃董居烏延部富者郭誠請分一軍。由所部伐烏春。蓋以所部與烏春近。欲以自蔽故也。(金史^{七卷}六烏春傳)

二、當是時○穆宗時留可亂惟烏延部斜勒勃董及統門水溫迪痕部阿里保勃董撒葛周勃董等皆使人來告難。斜勒達紀保之子也。先使其兄保骨臘來。既而以共甲來歸。(金史^{七卷}六留可傳)

三、撒改行次阿不塞水。○穆宗之際疎征伐烏延部斜勒勃董來謁謂撒改曰……(金史^{七卷}七撒改傳)更に金代に於ける烏延部の住地を求めると、

四、烏延蒲盧渾、曷懶路烏古敵昏山人。(金史^{八卷}八同傳)

五、烏延胡里改、曷懶路星顯水人也。(金史^{二卷}八同傳)

六、烏延吾里補、曷懶路禪嶺人也、徙大名路。(金史^{二卷}八同傳)

遊末に於ける金室完顔家の通婚形態

七、烏延蒲窩黑速頻路哲特猛安人、改屬合懶路。祖思列預平烏春窩謀罕之亂及伐遼宋皆有功。

(金史卷八 同傳)

八、烏延蒲轄奴速頻路星顯河人也。後改隸曷懶路。(金史卷八 同傳)と多し。

第一の記事は世祖の烏春征伐の時の事であるが、こゝに見える烏延部富者郭誠は烏春の本地に近かつたとある。溫都部烏春の本地は牡丹江の最上流、今の勒福成河に比定される阿跋斯水であるから、烏延³¹⁾氏の住地もその附近、即ち今の敦化の近くであつた筈である。第二は穆宗の時に起つた留可の亂に就て記したものである。留可の亂は今の豆滿江流域を中心として勃發したものであるから、難を避けて金室の保護を求めた烏延氏と云へば、必ず間島方面、或ひは少くとも敦化地方に住したものでなければならぬ。更に第三の史料も烏延氏が勒福成河附近に居したことを物語る。この時撤改は間島方面に叛した阿疎を討伐する爲に南下したのであるが、同じく勒福成河に比定される阿不塞水に次した時、烏延氏の斜勒勃董は來つて撤改に謁した。然らば右の烏延氏はその附近に住したと考へてよからう。尙留可の亂の時、金室に保護を求めた第二の烏延氏斜勒勃董こそ、撤改の阿疎征伐の際、阿不塞水に謁した烏延氏斜勒勃董其人であることは注意を要する。

かくの如く、烏延氏は何れも今の敦化方面から北間島方面にかけて活動して居るのであるが、更にこれを確認せしめるものは第四より第八に及ぶ五史料である。これによると烏

延氏の出身地は何れも曷懶路に屬する。曷懶路は朝鮮咸鏡南北道から西部間島を含む地方である。しかも彼等は今の布爾哈圖河に當る星顯水流域に住してゐたのであるから、その地は敦化平野に隣接する。要するに建國前の烏延氏の主住地が、金室の本據より遠い敦化平野から、布爾哈圖河流域であつたことはこれによつて明らかであらう。さうして當時の金室との關係は、全體より見れば決して親密とは云ひ難い。この事は、世祖の烏春征伐の事を傳へた烏春傳の記載に、烏延氏富者郭蔽が、烏春と親密なのを無理に隱さうとして、烏春討伐を申し出たとあるのによつても推察することが出来る。

建國前に於ける烏延氏の住地及び金室との關係は以上の如くであるが、さてこの氏が古くから金室と通婚したかと云ふと、これは頗る疑はしい。と云ふのは金室は前の九氏の場合によつても解る様に、この様に遠隔な地方の氏族と通婚した事は全くないからである。よつて恐らく建國前、金室と烏延氏との正式通婚は行はれなかつたものと考へられる。建國前はもとより、建國後に於ても、海陵王弟衰の一例を除く外、全く兩者に通婚の事實が存しないのはこのことを物語つてゐる。さうして衰が烏延氏の女を娶つたのは、建國後、通婚家の性質が、政治的情勢と共に變化した爲か、或ひは通婚した烏延氏が第二の史料に見える様に古くより來歸して金室の本據に近く住してゐた爲か、必ずその何れかに違ひない。

註

1 津田博士「金代北邊考」(滿鮮地理歴史研究報告第四頁一九一)。帥水は綏化の南方を流れて呼蘭河に入る今の泥河ではないかと思はれる。

遼東に於ける金室完顔家の通婚形態

- 2 富拉理河とするのは、滿洲歴史地理第二卷、頁一六七。呼蘭河とするのは津田博士「金代北邊考」
- 3 〔滿鮮地理歴史研究報告、第四册、頁一九二—四。これに關しては本章の後の部分を見れば自ら明かとなる。〕
- 4 拙稿「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究所収)頁二二八。
- 5 池内博士「金史世紀の研究」(滿鮮史研究中世第一册)頁四三七。拙稿「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究)頁四九八。余は拙稿に於て速蘇海水を阿什河上流の一支流に比定された池内博士の説に従つたが、然し、その方面には速蘇海甸に相當する適當なる平野を認め難いから今はこれを改めて拉林河上流の一平野とする。
- 6 按出虎は云ふまでもなく阿什河である。同河の中、下流方面は完顔氏の根據地であるから、徒單氏の住した按出虎達阿はその上流域であつたであらう。即ち拉林河、阿什河兩河の上流地方に徒單氏が居住してゐたのである。
- 7 池内博士「金史世紀の研究」。
- 8 少くとも金史の編者が據つた所の原史料——恐らく始祖以下十帝實錄であらう——には徒單氏が最も早期の金室の通婚家として傳へられてゐたのである。
- 9 この戰圖が西古敦水(蜚克圖河)、海故水(海溝河)、安朮虎水(阿勒赤喀河)等凡て完顔氏の本據の近邊で行はれてゐる事は、この事實を推測せしめるに充分である。
- 10 知府事李樹恩編著、商務印書館刊。
- 11 幹魯紺出水の前半の幹魯が残り、現名の烏魯河となつたのであらう。
- 12 桓毅兄弟、烏魯等の亂に關しては池内博士「金史世紀の研究」(滿鮮史研究中世第一册)参照。
- 13 金史卷一二〇、石家奴傳。
- 14 蒲察氏と完顔氏との通婚事實を傳へた記事としては、その他、金史卷一二四、蒲察琦傳に、蒲察琦：「事其母完顔氏以孝謹稱」とあり、或は同史卷一三〇、烈女傳に、蒲察氏、字明秀、鄒州人、納申之女、完顔長樂之妻也」と見える。但し蒲察琦の母及び完顔長樂が金の宗室であつたか否かは明らかでない。
- 15 世宗は大定二十五年、速頻、胡里改三十謀克を上京方面に移したが、その移住地は本紀に「率、督畔窟之地」と見え、兵志には「率、胡刺溫之地」とある。恐らく胡刺溫と督畔窟とは同一地方であらう。即ち督畔窟は胡刺溫の一部と思はれるのである。胡刺溫は云ふまでもなく活刺渾水今の呼蘭河

に當る。さて元忠傳に見える獨拔古は、右の督畔窟ではあるまいか。然りとすれば、獨拔古は呼蘭河流域の一地方なのである。

16 拙稿「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究)頁三四六。

17 多隴烏河と云ふのは「滿洲歴史地理」附圖、金代滿洲圖に見える。

18 拙稿「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究)所收頁二四六—七。尙愛也窟河に就ては滿洲歴史地理第二卷頁一八〇に豆滿江上流とあり、前稿に於て余もこれに従つたが然しこれは鈍恩城攻略其他の點から見て誤りで、豆滿江中流(布爾哈圖河最下流)に注ぐ大支流嘎呀河に當つべきであらう。

19 池内博士「金史世紀の研究」(滿鮮史研究)中世第一册(頁三六九—七〇)。

20 拙稿「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究)頁五三二。

21 同書頁三四四—五。

22 白鳥博士「東胡民族考」第七回(史學雜誌)第二二編第一二號(頁三二)。

23 秋貞(田村)學士「大金得勝陀頌碑の研究上」(東洋史研究)第二卷第五號(頁二一)。

24 金史后妃列傳には「簡翼皇后」とあるが、同じく金史卷六五、始祖以下諸子傳及び大金集禮卷三、追加諡號上、天會十四年奉上祖宗諡號の追證文にも「翼簡皇后」と見えるから后妃列傳の「簡翼」は翼簡に改めるべきである。

25 金史后妃列傳には「天會十五年追加諡」となつてゐる。然し、大金集禮卷三追加諡號上には「天會十四年奉上祖宗諡號」の文があるから、后妃列傳の天會十五年は十四年に改むべきである。

26 滿洲歴史地理、第二卷頁一六七。

27 池内博士「金史世紀の研究」(滿鮮史研究)中世第一册(頁三八〇)。

28 金史卷九一、字朮魯阿魯罕傳に「隆州舊葛山」とあり、また同史、卷一二一特虎傳には略して盧葛營とも見える。

29 この事は既に拙稿「猛安謀克制の研究」(金代女眞の研究)所收頁五四五に指摘したが、當時は尙正確な地名を比定しえなかつた。

30 帕里干山は、金初、完顏婁室等の咸州(今の開原)進撃の途次經略されたのであるが、「完顏阿骨打の經略と金國の成立」頁五三(今これを八里崗に比定すると、當時の婁室の進撃路も自と明らかになる)。

31 池内博士「完顏氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役」(滿鮮史研究)中世第二册(頁三八—二)。

遺末に於ける金室完顏家の通婚形態

第二七卷 五三七

第五章 通婚形態より見たる遼末女眞の社會

余は以上の諸章に於て通婚事實に關する諸問題の考察を行つた。よつて最後にこれを總括し、以つて金室、延いては遼末に於ける女眞名族の通婚形態及びこの點より見たる彼等社會の一斑を明らかにしたいと思ふ。これには先づ金室に就て一言觸れて置く必要がある。

金室は完顔氏の酋長家である。然し等しく完顔氏と云つても、それは決して單一なるものではない。既に第三章に述べた通り建國前の完顔部は多くの氏に分れ、その住地の如きも、金室の本據である按出虎水の外、泰神忒保水、神穩水、馬紀嶺、効保村、雅達、瀾水、耶懶路等と分れてゐた。彼等はこの様に散住してはゐたが、然し共同祖妃の觀念を有し、相互に婚を通ぜず、且つ政治的にも親密なる關係に立つてゐたと考へられる。金室は、かくの如く分散した完顔部中の一部、按出虎水完顔氏の酋長家であつたのである。かゝる部の構成形態は獨り完顔部のみに止らず、他の諸氏即ち唐括、徒單、蒲察等に於ても然りであつたと信ぜられる。尙金室が完顔諸氏の上に勢力を得、諸氏の統領——完顔部を代表する部族長——の如き地位を贏ちえたのは、金室の勢力が全般的に大となつた昭祖、景祖の頃からと考へられる。即ち金室の歴史はその頃から漸く明け初めるのである。

さて金室の通婚家は前の數章に於ける考察の結果、大體、唐括、徒單、蒲察、烏古、論紇、石烈、挾懶

烏林荅裴滿僕散烏延の十氏であることが認められた。然しこの内拏懶烏延の二氏には尙疑問が存するから、姑くこれを除く他の八氏を正式の通婚家としたい。次に以上の諸氏は建國前一樣に金室と通婚關係を結んでゐたかと云ふとさうではない。唐括徒單蒲察烏古論の四氏は最も古く、紇石烈氏これに次ぎ裴滿僕散の二氏は比較的後に至つて金室と婚を通じた様に思はれる。また烏林荅氏は世祖の時代、完顏氏に來歸し、按出虎水附近に住するに及んで始めて金室と婚を通ずる様になつたのである。建國の後、唐括徒單蒲察の三氏が、外戚として最も榮えたのは、通婚の由來の古かつたことが、有力な原因の一となつてゐる。

かくの如く金室の通婚家が一定したこと、即ち通婚家がこれ以上に出でなかつた事は、金室を中心とするこれ等の諸氏の間、父系の族内婚グループが構成されてゐた如き觀を抱かせる。果して然りや否や、これは建國前の女眞社會を考へる上に一つの大きな問題である。

余は金室の正式通婚家として姑く右の八氏を擧げたが、建國前のこれ等の諸氏は、完顏氏と同様に、決して單一なる部ではなかつた。各氏はそれぞれ數氏族乃至十數の氏族に分れてゐたのであつて、この事は既に前章に於て詳しく論證した通りである。また居住地の如きも、同一部の内、或る一氏族は金室の本據より遙かに遠い間島、豆滿江、綏芬河方面に、或るものは松花江の下流、屯河方面に、更に或るものは阿什河に近い呼蘭河流域にと種々様々であつたのである。例へ同一部名を稱すると雖も、金室の近隣に住する氏族が完顏氏と政治的社會的に密接な關係を保ち、遠方の族にそれの薄かつたのは自然の事である。然らば金室

は余が通婚族として擧げた氏族であれば、條件の如何を問はず、その何れの氏族とも通婚したのであらうか。具體的に云へば、特定の一部分との通婚に際し、金室がその本據に近く、且つ政治的にも密接な關係を有した諸家と同様、間島方面其他遠隔の地方の諸家とも、常に通婚したかと云ふ事である。さうしてこれに就ては左の如く明確に答へることが出来る。今第四章に於て明らかにした所に隨ひ、金室と婚を通じた各部を通覽すると、唐括氏は上京帥水即ち呼蘭河附近、徒單氏は活刺渾水及び按出虎水、即ち呼蘭河流域及阿什河方面、蒲察氏は按出虎水即ち阿什河近傍、烏古論氏は活刺渾水即ち呼蘭河流域、烏林荅氏は上京即ち阿什河附近、裴滿氏は婆盧木水即ち阿什河に近い布雅密河、最も通婚の遅れた僕散氏も亦上京拔盧古河即ち忙牛河中流に居を占めた一族のみが、各金室と婚を通じてゐる。要するに金室と通婚した諸氏はその本據に近い阿什河、呼蘭河流域一帶の地に住したものに限られてゐたのである。さうしてこの事は元來寧古塔方面に居住した烏林荅部が阿什河近傍に移住し來つて、初めて通婚關係に入つたと云ふ事實によつて更に裏書きされる。金室の通婚家が同一部族の凡てではなく、特定の一家、一族に限られてゐたことは最早疑ふ餘地もなからう。

かくの如く金室は同一部にあつても、地域的政治的に關係の薄い遠隔の一族とは婚を通ぜず、密接なる關係を有する近隣の一族とのみ通婚したのであるが、然らば何が故にかゝる通婚形態を取つたのであるか、これに就て考察を加へる事は當時の女眞社會の性質を知る上に特に必要である。ところでこの問題は先づ二つに分けて考へる必要がある。即ち(一)、

金室が同一部の内、近隣諸家とのみ通婚し、遠隔の諸家とそれを行ふことにながつたのは、行ひ得たにも拘らず、單に地理的條件に制約されて行はなかつたのか、二、或は當時の女眞社會に、廣義の族内婚的制約が既に消滅し、女眞各氏族は専ら地域的、政治的關係に基いて、婚を通じた結果か、その内の何れかである。先づ後者から取り上げよう。

さて通婚家の選擇性——半面では限定性——とでも云ふべきかゝる現象の原因が専ら後者にあつたとすれば、金室が地域的、政治的に關係の深い近隣諸家と通婚し、遠隔の諸家とそれを行はなかつたこと、例へば呼蘭河の徒單氏とは通婚しても、豆滿江方面のそれと婚を通じなかつたことは、極めて自然の事柄であつて、何等異とするに足りぬ。この場合、金室の通婚家は全く地域的、政治的關係に基いて自由に決定されたこととなるのである。さうしてこの頃、女眞諸部の間にかゝる傾向の存したのは、通婚が政略的に利用された場合の存したることによつて窺はれる。金史^{卷六}七、烏春傳を見ると、これに關して左の如き記載がある。

世祖内畏、跋黑、恐羣朋爲變，故曲意懷撫，而欲以婚姻結其歡心，使與約婚，烏春不欲，笑曰：狗彘之子同處，豈能生育，胡里改與女直豈可爲親也。

溫都氏の人、烏春との抗爭は世祖時代の完顏氏にとつて最も重要な事件であつたのであるが、右の記事によると、世祖は婚を通じて、胡里改諸部、牡丹江流域の女眞諸部の歡心をえ、以て兩集團の敵對關係を解消せしめんと企てゝゐる。正しく政略的婚姻と云はねばならぬ。しかし烏春はこれに對し、狗彘之子同處、豈能生育、胡里改與女直豈可爲親也と云ひ、世祖の提

言を退けた。右の所傳が嚴密なる意味に於ける歴史的事實か、或ひは否かは姑く置くとして、我々はこれによつて建國前の完顔氏が通婚を行はなかつた、或は行ひえなかつた氏族の存したこと、同時に、それにも拘らず、當時の金室が相當政治的便宜的に通婚を行はんとしてゐたのを知ることが出来る。或は同じく烏春傳に烏春の亂の鎮定したことを述べて、

穆宗常嘉郭赫氏富者功後以斜列氏完顔之女守寧妻其子胡里罕。

とあり、完顔氏の族人の女を教化方面の烏延氏の富者の子に娶はしたとあるのも一種の政略婚と認むべきであらう。更に前章第七に述べた如く、寧安方面の烏林荅氏の一部が金室に來歸して、阿什河附近に來住するや、金室は直にこれと婚を通じたと云ふのも政略的結婚の一面のある事を考へさせる。かくの如く遼末の女眞社會に於ては相當政治的意味を持つ通婚も行はれたから、完顔氏の通婚家が地域的政治的關係に基いて決定されたとする考へも相當の程度にまで認めなければならぬ。

然るに一方から見ると完顔氏は建國前はもとより建國後に於ても専ら唐括、徒單、蒲察、烏古論、紇石烈等上述の諸氏とのみ婚を通じてゐる。然りとすれば金室とこれ等の諸氏との通婚が單に地域的政治的接近關係によつてのみ成立したと一概に斷じえぬ點がある。と云ふのは金室の本據の附近に住し、或は早くから完顔氏に歸屬したものに斜卯氏温迪罕氏、夾谷氏等相當有力な諸氏があるが、彼等は互に金室と密接な關係にあつたにも拘らず、遂に婚を通じなかつたからである。且つ先に擧げた烏春傳の記載によると世祖が阿跋斯水勦

福成(河)温都部の烏春と婚を通じ、彼の叛亂を未然に防がんとした時、烏春は、狗彘之子同處、豈能生育。胡里改與女直豈可爲親也と答へ、これを拒絶したと見える。然らば温都氏と金室との間に通婚は行はれなかつたと認めねばならぬ。(補註)然し烏春の拒絶の裏には相當の政治的意味もあるであらうから、これを以て兩氏の通婚不成立の理由となし難いとすれば、更に金史二卷○一世戚列傳序語の左の一節を擧げよう。

世祖時烏春爲難。世祖欲求昏以結其驩心。烏春曰、女直與胡里改豈可爲昏。世宗時賜夾谷清臣族同國人清臣胡里改人也。然則四十七部之中、亦有不通昏因者矣。

本文の前半は右に擧げた烏春と世祖との通婚に關する交渉の事實である。金史の編者は金室と胡里改の人とが通婚を行はない事實を更に強調しようとして、夾谷清臣の例を擧げたのであつて、我々はこれによつて更に金室と通婚を行ひえなかつた氏族の存したことを窺ひ知ることが出来る。この様に地理的、政治的條件に缺ける所がなくても、金室と通婚しない或はし得ない氏族の存した事は、逆に金室の通婚家に一定の制約の存してゐた事を推測せしめる。さうしてこの制約こそ、廣義の族内婚集團の存在を認定せしめるものではないかと思はれる。と云ふのは完顔氏及び通婚諸氏は集まつて一個の族内婚グループを形成し、原則として通婚をそれ等諸氏族の内部で行ふことを意味するのであるが、若しもこれが事實であつたとすれば、これ等の族内婚グループは恐らく往昔に於て共通の利害を有した一集團であつたに違ひない。

尙制約、即ち、金室の通婚家の限定された他の理由として、これ等通婚家が互に利害の一致を計る爲に排他的になつた結果であるとも考へられる。然し、建國前の金室は建國後の如く、通婚家を排他的ならしめる程の大きな權威を有してゐたとは思はれないし、また金室としても通婚なしうべからざる氏族と政略的通婚をも行はんとしてゐる程であるから、この理由は認めるとしても左程有力ではない様である。随つて制約の存在する理由として、更に本質的なもの、即ち族内婚グループの存在を考慮に入れなければならぬであらう。以上の如く考へると、第一の點に對しても亦或程度まで肯定する必要がある様に思はれる。

かくて惟ふに當時の女真社會の發展は兩種の通婚形態を同時に併せ許さなければならぬ状態にあつたのであらう。換言すれば當時の女真社會に於て、一方に舊來の族内婚的形態を保持しようとする傾向が残存すると同時に、他方、それを離れ、新たに地域的政治的關係を通婚の基礎的條件とする必要が生じてゐたのである。

さて翻つて考へると、六朝より唐初にかけて滿洲に活躍した靺鞨諸部は二世紀半に近い渤海國の中央集權的統治によつて、その社會構成に著しい變化を生じ、更に二世紀に及ぶ遼代無統制時代の現出は、一層古來の部族的結合の解體を促した。その結果、古くは同一大部族を構成し、同一地方に居住した諸族も如上の解體過程を経た遼末に於ては廣く滿洲各地に散住するの止むなきに至つてゐる。この事は遼末紇石烈氏が、少くとも(一)呼蘭河流域、(二)松花江下流屯河方面、(三)松花江上流輝發河地方、(四)豆滿江流域等各、距たつた地に住し、徒單氏

が(一)呼蘭河流域、(二)拉林河下流方面、(三)間島省琿春河地方にそれぞれ定着してゐたことによつても明らかであらう。要するに先に同一地方に在り、同一共同體を構成した部族も、この頃に至ると遠近それぞれの地に分散し、各、新居住地に於て生活を營みつゝあつたのである。古へは同一部族を構成した諸氏族も、今ま遠隔の地に分離散住したとすれば、互に粗縁となるは自然の勢である。かくて時經ると共に、地を異にする各分離氏族の利害的關係は頗る稀薄、或は相一致せざるに至る。こゝに於て舊來の同一部族を樞軸とする政治的結合は必然的に崩壊し、新たに地域を主とする政治的結合が生れた。新らしい集團形式の發生した結果同一地方に住する女眞諸族は各地域毎に一個の政治的勢力を結成せんとして互に努力したのであるが、然しそれ〴〵の地域には族姓を異にする様々の氏族が併び住する。さうしてそれ等の諸氏族の内には古來よりの通婚族と、然らざるものがある。よつて彼等は新たに地域的統治を行ふ場合、先づ舊來の親縁關係に基いて集團を結成したものと思はれる。語を換へて言へば、各地域に於ける古の族内婚部族が新たになる地域的結合の基礎となつたのである。建國前の金室の通婚家が、大體に於て唐括徒、單蒲察、烏古論、紇石烈等の諸氏に限られ、しかも遠隔の同一族に及んでゐなかつたのは、敍上の理由に基くものであり、更に、以上の諸氏の通婚區域が呼蘭河阿什河流域に限られてゐたことは、豐饒なる北滿の平原を根據として、金室を中心とし、以上の諸氏族によつて一つの政治的プロックが形成されてゐたことを確認せしめる。即ち遼末、呼蘭河阿什河の地域には金室を盟主とす

る強力なる一女真集團が存してゐたのである。金史^七六留可傳には豆滿江下流の烏古論留可等が附近の諸氏と兵を合せ、穆宗の經略に抗せんとしたことを傳へた記事があるが、その一節に「完顔部之黨十二而已」と見える。「完顔部之黨十二而已」とあるのは恐らく金室を中心とする右の集團のことであらう。尙後に述べる如く咸興平野の方面には遼の聖宗の統和開泰の頃高麗穆宗顯宗時代既に三十部女真集團が結成されてゐた事實から考へると、北滿に於ける政治的ブロック形成も實際では相當古い時代から成立してゐたのではなからうかと思はれる。然し北滿には種々の特殊事情があつたからこの點俄に斷ずることは出来ぬ。

かゝる一定地域を基礎とした政治的ブロックは單にこれのみに止らない。其他、牡丹江流域、或は豆滿江綏芬河方面更に咸興平野と各地方地域に存したと思はれるが、その内に今に知られるものとしては間島方面の女真四十七部、咸興平野方面の三十部女真等がある。第一の女真四十七部に就ては大金集禮^三追^三追加諡號上、皇統五年増上祖宗尊諡條に左の如き記載がある。

穆宗孝平皇帝法令歸一恢大洪業盡服四十七部之衆。宜増上諡曰章順孝平皇帝。取法度大明。曰章慈和偏服曰順之意。

これは熙宗の皇統五年、祖宗の各位に尊諡を増上した際の詔の一節であるが、穆宗の事蹟に就ては、法令歸一、恢大洪業盡服四十七部之衆とある。さて穆宗盈哥の事業として特に擧ぐ

べきは胡里改方面の征服に引續いてなされた豆滿江綏芬河方面の經略及び威鏡道方面の經略著手、高麗との交渉開始等としなければならぬ。さすればこゝに、盡服四十七部之衆とあるのは、必ず金室に反抗した豆滿江綏芬河方面の女真集團を征服したことでなければならぬ。これを以て見れば四十七部とはこの方面の女真集團を指したものに違ひないのである。然らばこの地方には烏延、紇石烈、烏古論、徒單、蒲察等諸氏の住するもの頗る多かつたから、四十七部はこれ等氏族の異つた多くの氏族によつて構成されてゐた譯である。さて四十七部に關してはまた左の如き記事も見える。

世祖時烏春

水阿敦部
溫敦部

爲難。世祖欲求昏以結其驩心。烏春日、女直與胡里改豈可爲昏。世宗時

賜夾谷清臣族同國人。清臣胡里改人也。然則四十七部之中亦有不通昏因者矣。其故則莫能

詰也。

金史二卷○世戚列傳序語に見えるこの記事は前にも屢述べた如く、金室と胡里改諸部即ち牡丹江流域諸部との間に通婚の成立しえなかつた事實に就て云つたものであるが、こゝには四十七部を胡里改諸部の如くに取扱つてゐる。然しこれは序語を記した金史の編者の思ひ誤りと思はれる。惟ふに豆滿江綏芬河方面の四十七部集團は、永年に互つて金室を中心とする北滿集團と抗爭を續けて來たのであるが、たまたま世祖の時代胡里改方面の烏春も亦金室に叛して戰つたので、金史の編者はこれをも抗爭者として一括し、四十七部の中に含めて了つたものに違ひない。四十七部集團は豆滿江綏芬河方面の一集團と限定すべきで

あらう。また金史^七卷六留可傳には統門(豆滿江)渾蓋(琿春)兩河合流の地の烏古論氏の酋長留可が烏古論徒單蒲察の三氏を合して金室と争はんとしたことを述べて、間誘奥純鳩塔兩部之民作亂敵庫德鈍思皆叛。而與留可詐都^{○徒單氏}合兩黨揚言曰徒單部之黨十四部爲一、烏古論之黨十四部爲一、蒲察部之黨七部爲一、凡三十五部、完顔部之黨十二而已、以三十五部戰十二部、三人戰一人也。勝之必矣とあるが、こゝに見える烏古論氏を盟主とする十四部徒單氏を中心とする十四部蒲察氏の率ゐる七部は各、四十七部の一部かも知れぬ。はたして然りとすれば、四十七部集團はそれぞれ根據地を異にする數個の小集團によつて構成されてゐたのである。蒲察氏集團に就ては不明であるが、前章に於ける考察の結果烏古論氏集團は豆滿江下流及び綏芬河流域——同時に叛した烏古論敵庫德は蘇濱水即ち綏芬河の烏古論氏——を徒單氏集團は琿春河流域を各、地域的根據としてゐたと推定されるのである。

尙大金集禮に、盡服四十七部之衆とあるのを卒爾に一讀すると、或は全女眞を平定した様に取れるかも知れぬ。然し穆宗の時代未だ全女眞は統合されてゐなかつたのであるから、かく考へる事は不可能であるし、また事實滿洲在住の女眞が僅か四十七部と云ふが如き少數では到底あり得ない。そのことは、咸鏡道方面のみにて三十部女眞と稱する一集團があり、また穆宗に抗した豆滿江下流綏芬河流域の烏古論徒單氏蒲察氏を盟主とする集團が合計三十五部より成つてゐたことから推して¹⁰も充分に考へられることである。更に北宋末期(遼末)の書と考へられる無名氏北風揚沙錄を見ると、遼代女眞のことを傳へて、今其地

有七十二部落相統制とあり、或ひは生女眞のことを述べて、地方千餘里、戸十餘萬、無大君長、亦無國名、散居山谷間、自推豪傑爲酋長、小者千戶、大者數千、則謂之生女眞、七十二部落之一也」と記してゐる。こゝに云ふ七十二部落とは如何なる史料に基いたものであるか、明らかではないが、遼代の女眞が頗る多くの部に分れてゐたことを物語る有力な一つの資料とはならう。これによつて見ても四十七部が遼代女眞の全體を指すと云ふが如きは考へ得べくもない。即ち四十七部は全女眞の一部、即ち豆滿江綏芬河流域の一女眞集團に外ならないのである。次に三十部女眞に就ては、卷六金史七阿疎傳に、

阿疎星顯水紇石烈部人。世祖破烏春還阿海○阿疎父率官屬士民迎謁于雙宜大灤、獻黃金五斗、世祖諭之曰、烏春本微賤、吾父撫育之、使爲部長、而忘大恩、乃結怨於我、遂成大亂、自取滅亡。吾與汝等三十部之人、自今可以保安休息……。

と見える。この記事は世祖と星顯水紇石烈部阿海との交渉を傳へたものであるが、この内容が凡て眞實であるか否かは別として、とにかく遼末、星顯水今の間島省布爾哈圖河方面の女眞が三十部と云はれてゐたことは、これによつて知られる。三十部に關する史料はそれのみでない。高麗史遼史其他にも見え、早く高麗顯宗の初年、遼聖宗の統和末年、朝鮮咸鏡南道咸興平野を中心として三十部女眞なる一女眞集團の存してゐた事が明らかにかにされてゐる。さうして、これが地域的政治集團であり、その内に様々の氏姓を含んでゐた事は、按出虎水活刺渾水集團、四十七部集團の場合と全く同様である。遼の中期、咸興平野を中心として

形成された三十部女真集團は、その後漸次發展し、遼末に至るとその一部は阿疎傳に見える如く布爾哈圖河方面にまで進出したのであらう。三十部女真に就ては稿を改め、別に論ずるつもりである。¹⁴⁾

以上に述べた所によつて遼末滿洲の主要なる地區地域には地縁的關係を基礎とした女真諸氏族の政治的集團の結成されてゐた事が明らかとなつたであらう。さうして諸氏族間の通婚はそれぞれ地域的政治集團の内部に於てのみ行はれた。更に詳しく云へば通婚は集團内部に於ける各一定の數氏族——これは族内婚グループの殘存型態と思はれる——間に於てのみ爲されたのである。

尙先に述べた集團内部に於ける族内婚的グループが、往昔に結成されてゐた部族的政治集團——具體的に云へば南北朝唐初に於いて滿洲に活躍した靺鞨七部中の或る部——の變質した殘存形態ではないかと云ふ様なことも考へられるのであるが、これは現在の所單なる推測として、問題を他日に遺して置きたい。

以上、建國前に於ける金室の通婚の狀態通婚家の性質及び通婚の形態並びにこれを通じて見た當時の女真社會の狀態に就て些か考察を加へた。これを要するに金室は遼末肥沃なる北滿の平原を中心とし、金室及びその通婚家によつて結成せられた地域的政治集團、接出虎水、活刺渾水集團、或は北滿集團の盟主であつたのであり、金室の他ブロック征服、全女真の統合、及び叛遼舉兵等の諸事業は何れもこの集團的勢力を背景、或は基礎として遂行され

た。更に金國建設の大事業の如き、實に金室を中心とする北滿集團の手によつて完成されたと云ふも、敢て過言ではないのである。されば建國後に於ける通婚家は女眞貴族の中心をなし、その勢力には頗る大なるものがあつた。これ等通婚家の建國前後に於ける活躍及び建國後の状態に就ては稿を改めて述べる豫定である。

(昭和一五年三月)

註

- 1 一體、女眞族は神話傳説に乏しい民族であつたと見え——或は傳はらぬのかも知れないが——完顔部の始祖傳説の如きも内容に乏しい。然し彼等が共同に始祖と考へたものは恐らく金史世紀に見えてゐる始祖函普であらう。尙第三章參照。
- 2 金史世紀の所傳を分析研究し金室の歴史の初まるのは昭祖景祖の頃からである事を明らかにせられたのは、池内博士「金史世紀の研究」の大きな功績である。
- 3 次に發表すべき拙稿「金初の外戚家と女眞貴族の成立」。
- 4 斜卯氏に就ては金史卷八〇斜卯阿里傳に斜卯阿里父渾坦、穆宗時内、附數有戰功云云と見える。
- 5 溫迪罕部に就ては金史卷八一、迪姑迭傳に「迪姑迭溫迪罕部人、祖扎古迺、父阿胡迭、世爲胡論水部長」云々と見え、同部の人が早くから金室と關係の深かつたことを知りうる。
- 6 夾谷氏に就ては同じく金史卷八一、夾谷吾里補傳に「夾谷吾里補、暗土渾河人、徙天德、父兀屯討烏春、窩謀罕有功とある。暗土渾河の位置は不明であるが、夾谷吾里補の一家は少くとも烏春窩謀罕の亂の起つた世祖の時には金室と密接な關係があつたのである。
- 7 池内博士「鐵利考」(滿鮮史研究中世第一册所收)。
- 8 池内博士「金史世紀の研究」(滿鮮史研究中世第一册所收)七、穆宗の事蹟。
- 9 金史卷一世紀。
- 10 金史卷六七、留可傳。
- 11 拙稿「完顔阿骨打の經略と金國の成立」(金代女眞の研究所收)頁四五、註3。尙余は前稿に於て本書を南宋時代の作と推定したが北宋末期のものとする方が宜しからう。
- 12 高麗史卷四顯宗世家、三年二月條。同年閏十月條。同史卷七、文宗世家元年八月條。同史卷八、文

遼末に於ける金室完顔家の通婚形態

宗世家二十七年條其他。

13 遼史卷一五、聖宗本紀開泰元年正月條。

これに就ては既に津田博士尹璫征略考〔朝鮮歴史地理第二卷〕、池内博士高麗朝に於ける東女眞の海寇〔滿鮮史研究中世第二册所收〕、小川學士三十部女眞に就いて〔東洋學報第二四卷第四號等〕の研究がある。

次に發表すべき拙稿「金初の外戚家と女眞貴族の成立」。

14 註 壯義王完顔婁室神道碑〔滿洲金石志外篇所收〕には彼の生前の事蹟が逐一述べてあるが、その後「正隆二年改封金源郡配曰溫都氏」と見える。これによると婁室の夫人は溫都氏の出身であつた事が解る。然し婁室は同じ神道碑の初めに「王諱婁室……其先曰合篤者居阿注泔水之源、爲完顔部人」と見える様に完顔部人の家柄で金室ではない。金史卷七十二、婁室傳に「婁室字幹里衍、爲完顔部人」とあるのはそれ故である。従つて、婁室の夫人が溫都氏の出身だと云ふ事は、何等金室と溫都氏との間に正式の通婚が行はれた證佐とはならぬ。